

別海町議会会議録

第2号（令和元年12月11日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

- | | | | | | | |
|---|-----|---|---|---|---|----|
| ① | 2番 | 横 | 田 | 保 | 江 | 議員 |
| ② | 7番 | 木 | 嶋 | 悦 | 寛 | 議員 |
| ③ | 1番 | 宮 | 越 | 正 | 人 | 議員 |
| ④ | 4番 | 小 | 椋 | 哲 | 也 | 議員 |
| ⑤ | 13番 | 中 | 村 | 忠 | 士 | 議員 |
| ⑥ | 9番 | 今 | 西 | 和 | 雄 | 議員 |

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

- | | | | | | | |
|---|-----|---|---|---|---|----|
| ① | 2番 | 横 | 田 | 保 | 江 | 議員 |
| ② | 7番 | 木 | 嶋 | 悦 | 寛 | 議員 |
| ③ | 1番 | 宮 | 越 | 正 | 人 | 議員 |
| ④ | 4番 | 小 | 椋 | 哲 | 也 | 議員 |
| ⑤ | 13番 | 中 | 村 | 忠 | 士 | 議員 |
| ⑥ | 9番 | 今 | 西 | 和 | 雄 | 議員 |

○出席議員（16名）

1番	宮	越	正	人	2番	横	田	保	江	
3番	田	村	秀	男	4番	小	椋	哲	也	
5番	外	山	浩	司	6番	大	内	省	吾	
7番	木	嶋	悦	寛	8番	松	壽	孝	雄	
9番	今	西	和	雄	10番	小	林	敏	之	
11番	瀧	川	榮	子	12番	松	原	政	勝	
13番	中	村	忠	士	14番	佐	藤	初	雄	
副議長	15番	戸	田	憲	悦	議長	16番	西	原	浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三 副 町 長 佐 藤 次 春

教 育 長	伊 藤 多加志
福 祉 部 長	今 野 健 一
建 設 水 道 部 長	山 岸 英 一
病 院 事 務 長	大 槻 祐 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 公 一
監 査 委 員 会 事 務 局 長	小 林 由 治
福 祉 部 次 長	青 柳 茂
教 育 部 次 長	石 川 誠
財 政 課 長	寺 尾 真太郎
西 春 別 支 所 長 他	田 村 康 行
福 祉 課 長	干 場 みゆき
町 民 課 長	青 柳 茂
水 産 み どり 課 長	小 湊 昌 博
上 下 水 道 課 長	外 石 昭 博
指 導 参 事	根 本 渉
生 涯 学 習 課 長 他	石 川 誠
図 書 館 長 他	新 堀 光 行

総 務 部 長	浦 山 吉 人
産 業 振 興 部 長	門 脇 芳 則
教 育 部 長	山 田 一 志
会 計 管 理 者	阿 部 美 幸
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 栄 典
総 務 部 次 長	佐々木 栄 典
産 業 振 興 部 次 長	小 湊 昌 博
総 務 課 長	佐々木 栄 典
防 災 交 通 課 長	麻 郷 地 聡
尾 岱 沼 支 所 長 他	福 原 義 人
介 護 支 援 課 長	千 葉 宏
農 政 課 長	小 野 武 史
商 工 観 光 課 長	伊 藤 輝 幸
病 院 事 務 課 長	小 川 信 明
学 務 課 長 他	入 倉 伸 顕
中 央 公 民 館 長	内 山 宏

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実

主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

1 番 宮 越 正 人
3 番 田 村 秀 男

2 番 横 田 保 江

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
1番宮越議員、2番横田議員、3番田村議員、以上3名を指名いたします。
-

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 一般質問を行います。
発言に入る前に申し上げます。
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
初めに、2番横田保江議員、質問者席にお着き願います。
なお、質問は一問一答方式であります。
- 2番（横田保江君） はい、議長。
- 議長（西原 浩君） 2番横田議員。
- 2番（横田保江君） はい。
それでは、通告に従い一般質問を行います。
1、保幼小中一貫教育の協議・検討について。
地域の核となる学校を残し続けるという立場から、保幼小中一貫教育の協議・検討について5点到り質問します。
（1）小・中学校の統合や再編の議論は、人口減少が続く別海町にとって避けられないと思います。
学校統合等による適正規模の適否を速やかに検討する必要があり、小規模校のデメリットの解消や緩和策を積極的に検討、実施する必要があると思いますがいかがですか。
- 教育部長（山田一志君） はい、議長。
- 議長（西原 浩君） 教育部長。
- 教育部長（山田一志君） それでは、ただいまの御質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。
本町では、少子化により児童・生徒が減少し、一定規模の学校環境を維持することが困難な状況が生じていたことを踏まえ、平成14年から少子化時代に適応した学校運営と課題と対策について検討を進めてきました。
平成16年には、「別海町立小・中学校適正配置計画（案）」を作成し、町内の各学区において説明を行い、各地域からの意見を受け、平成17年に「別海町立小・中学校適

正配置計画」を策定いたしました。

また、平成24年には、「別海町立小・中学校適正配置計画に係る今後の統廃合について」を策定し、アンケート調査で示された地域住民の意向を考察しながら適正配置計画の改正を行いました。

適正配置計画の基本方針である「小学校では4学級以下で児童の数が50人以下、そして中学校では生徒数が25人以下となる場合は統廃合の必要性について検討する」というふうにしていますが、推進計画において、小・中学校ともに適正配置検討対象校は、上風連小・中学校、中西別小・中学校、西春別小・中学校の3学校区の6校であり、この対象校については、当分の間、現状の学校配置を維持、継続するものとしていますが、当該地域において、統廃合を望む意向がある場合は、統廃合に向けた協議を行うと規定しております。

現在のところ、当該地域等からの統廃合を望む意向はないのが現状です。

学校教育は、学級・学年という枠組みの中で、集団を前提として成立する制度であり、この集団が持つ教育力をどう評価し、生かしていくのかを考えることはとても重要です。

本町の小・中学校適正配置問題を考えるに当たっては、この集団の持つ教育力を生かすための適正な規模の基準を設定し、見直しを進めることが必要です。

今後も、適正配置計画に基づく検討を進めるとともに、各校区においては、現在、各学校区で取り組んでおりますコミュニティ・スクールの中での議論を深め、地域・保護者の意見を聞きながら、小中連携の中で、本町にふさわしい教育行政の推進を図り、将来を見通した教育施策の構築を進めてまいります。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） わかりました。

次、（2）西春別小学校の児童数は34名、上風連小学校の児童数は36名、中西別小学校の児童数は39名と少なく、いずれの学校区の中学校生徒もそれぞれ16名、27名、20名と少ない状況です。

他町では、農村部の廃校が進んでいますが、本町は、人口減少時代だからこそ学校区を可能な限り、残し続け、その一方で、限られた財源で持続可能な学校教育が保たれるよう努力をするべきです。

小中一貫校、あるいは幼小中一貫校などの計画を立てることが、「本来の教育効果や教育環境の議論によるものではなく、経費削減を目的とした議論になるのは危険だ」との指摘もありますが、本町のように広大な町の8学校区を残し続けるためには、建物の数を減らし、暖房費などの経費を抑制し、英語やコンピューターなどの専門知識のある教員や教育用備品を小・中学校の垣根を越えて活躍、共有してもらうなどの工夫が必要だと思います。

保幼小中一貫教育を議論する時期に来ていると思いますがいかがですか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 文部科学省では、小中一貫教育とは、小・中学校が情報交換、交流することを通じて、小から中への円滑な接続を目指す小中連携教育のうち、小・中学校が「めざす子ども像」、これを共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的

な教育を行うものとしています。

本町が現在推進しております別海型コミュニティ・スクールでは、それぞれの学校区で保・幼も含めまして地域としての思いをもとにした「めざすべき子ども像」を設定することとしております。

それを達成するために、地域でそれぞれ特色のある取り組みを進めております。

例えば、既に本格実施しております上春別及び野付学校区では、全ての教育課程ではありませんが、キャリア教育について保育園・幼稚園から中学校までの系統的な計画を立て、取り組みを進めております。

保幼小中一貫教育を取り入れている市町村は、全国的にも少数であることを確認しておりますので、そのことを踏まえ、現在各学校区で取り組んでおりますコミュニティ・スクールで、地域・保護者の意見を聞きながら、本町にふさわしい教育行政を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、わかりました。

（3）少子化が教育に及ぼす影響が4つあるそうです。

①子供同士の切磋琢磨の機会が減少する。

②親の子供に対する過保護、過干渉を招きやすくなる。

③子育てについての経験や知恵の伝承・共有が困難になる。

④学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動や学校行事、地域における伝統行事、部活動が成立しなくなる、という影響です。

これらの影響への対応として、まずは「社会全体で子供を育てていく」という視点をはっきりと打ち出すことが必要だと思いますがいかがですか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 少子化が教育に及ぼす影響については、平成12年の中央教育審議会の報告でも発表されているところですが、対応策として「社会全体で子供を育てていく」という観点のもと、学校の役割にかかわる提言がされ、全国の各校で特色のある学校づくりが進められてきました。

「社会全体で子供を育てていく」という視点で、特色ある学校づくりを進めることは、まさに、本町の全学校区で実施している「地域の子供は地域が育てる」という合い言葉のもと、それを達成するために取り組みを進めております別海型コミュニティ・スクールそのものだと考えております。

今後も、「社会全体で子供を育てていく」という視点を大切にしながら、各地区の特色ある取り組みを生かした別海型コミュニティ・スクールを推進してまいります。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、わかりました。

4番、小規模校の少人数教育のメリットを最大化させる方策として、①学力向上、②体力向上、③歯科保護活動、④防災教育、⑤保幼小中の連携などが挙げられ、逆にデメリット

トを最小化させる方策として、①小規模特認校の推進、②放課後子供教室の設置及び運営、③スポーツ少年団の参加率向上などが挙げられます。

全国でも一貫教育の推進に取り組んでいる自治体は少なくありません。

本町における少人数教育のメリットを最大化させる方策及びデメリットを最小化させる方策について、これまで分析されたことはありますか。

教育長の所見を伺います。

○教育長（伊藤多加志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それでは、私のほうからお答えします。

平成27年度から、文部科学省では、「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業」の中で、学校統合による魅力ある学校づくりや、地理的に学校統合が困難な地域における小規模校のモデル的な取り組みが行われています。

メリットを最大化させる方策は長崎県五島市などで、また、デメリットを最小化させる方策は岐阜県御嵩町などで行われていることは承知していますが、少人数のメリット・デメリットは、その地域により画一的ではないと考えていますので、本町では、各地域の実態に応じた取り組みをコミュニティ・スクールによって進めております。

例えば、全学校区で実施されている保幼小中連携のための教職員の交流や研修会、また、中学校の先生が小学校で行う「乗り入れ授業」や、中西別地区や上春別地区では、コミュニティ・スクールの事業として保・幼・小・中、そして町内会も含めた地域合同避難訓練を実施しております。

各地区では、それぞれ「地域としての想いをもとにしためざす子ども像」を設定し、それを達成するための各地区にあった特色ある取り組みが行われていますので、一律、教育委員会として分析はしていませんが、各地区のコミュニティ・スクールの母体である学校運営協議会の中で分析を行っており、その内容について教育委員会でも共有しています。

今後も教育委員会として、その分析に基づいてサポートをしていきたいと思っております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、わかりました。

次、（5）中西別地区は、8学校区の中で、尾岱沼地区と西春別駅前地区と同様に公立幼稚園を抱えています。

現在、教育委員会において幼小接続の問題に取り組んでいることは、総務文教常任委員会の調査からわかりました。

もちろん民間の幼稚園も含めてこの問題に取り組んでいることは承知していますが、教育委員会が所管する学校教育機関がそろっている中西別地区をモデルとして、保護者の方たちを含めた意見を十分取り入れながら、幼小接続問題の解決策も含めた幼小中一貫教育について地域との協議を行うべきと考えますがいかがですか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 本町では、今年度より北海道教育委員会の指定を受け、道内の5地区の1つとして、幼児教育施設と小学校のスムーズな連携を図る事業を実施してお

ります

幼小の接続については、中西別地区も先進的な取り組みをしている1つですが、地域の自然や産業等を幼・小・中で12年間の中で系統的に学ぶ「野付学」を実施している野付地区をモデル地区として事業を推進しております。

事業では、接続推進リーダーである野付小学校教員が、定期的に野付幼稚園へ行き、子供たちの状況や課題を幼稚園教諭と共有するとともに、小学校へそれらを還元することで、小1プロブレム等の課題解決や一層の連携によるスムーズな接続に向けて取り組んでおります。

また、この接続推進リーダーについては、同じ東地区の中春別小学校と中春別保育園とも連携し、同様の取り組みを進めています。

今後は、野付学校区の先進的な取り組みを町内全体へ周知、啓発、実践していく予定でもあります。

地域との協議については、先ほどもお答えしましたが、保幼小中一貫教育を取り入れている市町村が全国でも10校区ほどであることを踏まえ、急ぐことなく、現在各学校区で取り組んでいるコミュニティ・スクールを通じて、地域・保護者の意見をお聞きしたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

中西別地域の皆さんから、ぜひ中西別で幼小中一貫教育を進めてほしいという声がありますが、どうお考えでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） ただいま横田議員のほうからは、中西別地区からそういった声を聞いているということでありましたけれども、ちょっと私が存じ上げているところでは、教育委員会のほうにそういった声は、コミュニティ・スクールの中での話としても、届いていないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今は、教育部長の答弁でしたけれども、教育委員会が取り組んでいるコミュニティ・スクールの中では発言はなかったということですが、逆に言えば、教育委員会のやり方では、地域住民の声が全部聞こえてくるという方法ではないというふうに思いますので、今後、もっと広く地域のいろいろな多様な意見をきちっと聞き取れるような体制をとっていかないと、今、議員の御質問でよく感じました。

今後、今までのやり方でよいのか、地域の声を本当に広く聞き取れる方法というのはどういう方法があるのか考え、これから取り組んでいきたいと思っていますので、御理解よろしくをお願いします。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、わかりました。

先日、中西別地域で行われたコミュニティ・スクールの取り組みはとてもすばらしいこ

とで、地域の皆さんの頑張りを実感することができました。

学校施設間の建物の距離が近いことで経費を削減できないか、限られた財源の中で幼小中一貫教育を議論できるのは、地域の伝統的なまともから考えても、中西別がふさわしいというふうに考えています。

ぜひ、次回は、町長に質問したいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で2番横田保江議員の一般質問を終わります。

次に、7番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

福祉医療常任委員会調査を経て、委員の総意をもとに私から一般質問をさせていただきます。

町立別海病院では、来年度、MR I（磁気共鳴断層撮影装置）の導入が計画されています。

MR Iの導入は、医師の確保にもつながり、さらなる医療サービスの充実を図ることができます。

ただ、高額な導入コストやランニングコスト、MR I導入のさまざまな影響・効果を考えると、本来は第7次総合計画に主要事業として位置づけ、町民の目に見える形でわかりやすく計画の情報を提供すべきでした。

また、当初2年にわたる整備計画であったものが、施工上の事情から令和2年度単年度での整備をするとの説明でありました。

福祉医療常任委員会で調査をしてきましたが、町民の負託を受けた我々議員が計画の是非を判断するには余りに情報不足であること、また、導入するにしても一般会計からの繰り入れを抑えながら、サービスを最大化して病院経営を改善するだけの導入効果を狙う計画は欠かせないという考えから、政策議論が必要と判断し、MR Iの導入について次の8点にわたり質問します。

1点目です。

町民への情報提供について質問します。

別海町自治基本条例第7条では、議会及び行政は、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的にわかりやすく適時に提供することと規定されています。

議会は、11月に主催した地域めぐり懇談会の開催案内チラシでMR Iの整備計画に触れ、懇談会当日、参加者と意見交換をしました。

行政は、MR Iの整備計画について町民や議会に十分情報提供していると認識しているか、所見を伺います。

○病院事務長（大槻祐二君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

平成30年度の事業計画の中で、MR I導入に向けた実施設計を見込んでおりまして、その際、議会等において説明をさせていただいたという認識であります。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

非常に端的な答弁ありがとうございます。

当然、実施設計にかかわる予算が計上されておりましたことから、その際、説明もあったかと思いますが、委員会調査をする中で、なぜ、私がここに立っているかということを考えたときに、当然、行政側、議会側の意識のずれがあるということが確認されたのかなというふうに思います。

2点目の質問に移ります。

次に、MR I の導入計画に至る経過を伺います。

平成29年第4回定例会において森本議員が一般質問をした際には、「導入に向けての検討をしたい」と答弁がありました。

その後、現在のMR I 導入計画に至る経過について伺います。

○病院事務長（大槻祐二君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

MR I 導入計画に至る経過についてですが、当町は、酪農・水産といった1次産業を基盤としており、それに起因するように整形外科領域における疾患を抱える患者様が多く見られ、遠方の病院まで行つての治療や手術、さらには、その後のリハビリについても通院しているという実態がございました。

町民の負担軽減と患者数の増加を図るとの思いから、平成28年1月から整形外科の出張医師による定期的な外来診療及び手術を実施することとなり、現在では4名の出張医師により診察・手術を行っております。

整形外科の診察・治療には、MR I 検査が必要な場合が多く、患者様にMR I 機器のある釧路の病院や市立根室病院、町立中標津病院などで検査をし、データを持ってきた後に診察、治療、手術ということで実施しており、そのころより「別海病院をよりよい病院とするためにはMR I を導入すべきでは」との意見が出ておりました。

その後において、院内及び理事者と協議の上、平成30年度予算にMR I 導入に向けた事業計画を計上したものでございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 住民の医療サービス、負担軽減をしていくということは当然なのかなというふうに思っております。

ただですね、私がこの計画について聞いたかったのは、当然住民の負担軽減、これは第一に考えるべき問題だと思います。

あとは、医師の考え方、そして、それを含めた病院内での検討、それから、それを決定する理事者の財政的な見地ですとか、それから政策的見地、そして、北海道全体の地域医療構想の中での立ち位置ですとか、そこも含めて全部考えていかなければいけないんだろうと。

そうしたことをもう少し詳しく説明いただきたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、私のほうからお答えいたしたいと思います。

まず、通告に従って大変わかりやすい質問をいただいておりますので、議長に言われたとおり明快な答弁に努力したいと思います。

よろしくお願いします。

まず、今質問のありました経過の中で、医師あるいは病院内、それから実施者としての財政的な、あるいは政策的な判断ということだと思います。

町長も私も含めてですけれども、病院の医師といろいろそういうことについても議論する中で、整形外科をもし開設できれば、外科の先生方が手術後のフォローをしっかりやるというような理解もありましたので、整形の開設にこぎつける判断をしたということが1つありました。

そのころから、患者さんがMR Iを通して検査を受けなければならない事案が多いということも明らかになってきましたので、病院の内部で整形外科以外においてもMR Iをしっかり活用していくということが意思統一できるかどうかということ。

それから、整形外科を継続してやっていける先生が確保できる見通しがあるのかどうかというようなことにつきまして、十分院長を初め関係者に検討していただきました。

その結果を受けて、少し費用対効果の部分で明確でない部分がありましたけれども、病院内で新しく来られるお医者さんの意見等も聞きながら、財政面も含めて導入について総合的に町長が判断したということであります。

細かい財政面での検討につきましては、また後からの質問にあるかと思いますが、以上で私のほうからの答弁とさせていただきますと思います。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

非常に明快でわかりやすい答弁ありがとうございます。

次の3点目に移らせていただきます。

ランニングコストについて伺います。

森本議員の一般質問の際には、「機器のほか、建物の増築、検査技師の増員といった面で多額の費用がかかることから、費用対効果の検証を行うことが必要」との答弁でしたが、これまでの委員会に対する説明では、検査技師などの職員の増員は必要がなく、機器へのヘリウムガスの充填などで年間1,000万円程度のランニングコストになるとされ、そのコストを賄うまでの受診件数は見込んでいないとのことでした。

もちろん、これまでMR Iがないために、別海病院以外の病院を受診していた住民の移動時間や交通費負担を考えるとメリットはありますが、これ以上の一般会計からの繰り入れは避けなければなりません。

費用対効果の検証をもっと丁寧に行う必要があると考えますが、所見を伺います。

また、稼働当初のランニングコストについて、人件費とその他の経費別に年間経費を伺います。

加えて、人員増は必要ないのか改めて伺います。

○病院事務長（大槻祐二君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

常任委員会等で説明しておりますランニングコスト計算におきましては、平成30年度の整形外科診療に伴う他院でのMRI撮影依頼件数を基本としまして収入を算出しており、件数については約400件で、760万円の収入を見込み、費用につきましては、最新の見積りでは、保守料として年間約1,200万円程度、電気代を約100万円程度と試算し、合計で1,300万円を見込んでおります。

なお、ヘリウムガスの経費につきましては、最近の機種では、平常時においてはヘリウムガスの充填はほとんどないとのことですので、経費として計上はしておりません。

人員増についてですが、整形外科を中心とした運用の場合には専門職の増員はないものと現時点では判断しておりますが、導入後における運用方法の変更や検査件数の増加などがあった場合には、人件費を含む収支の変更もあるものと考えております。

また、試算はできませんが、MRI導入による患者数の増加なども期待しているところでございます。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい、すいません。

ちょっと私、聞き逃してしまったのか、人件費については、検査全体の中でどれぐらいの業務割合か考えれば算出できるかなと思うのですけど。

ランニングコストの経費として、人件費について質問中にあったのです。

それについて答えないということならばそれでも結構ですけど、もし答えがあれば。

○病院事務長（大槻祐二君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

「人員増については今のところ考えていない」ということで回答をしたのですが、人件費につきましては、現在いる技師さんで何とかするのはなかろうかということで、人件費の経費としての計上をしていないということですが、確かにCT、エックス線装置、一般撮影装置などがございます。

それにプラスMRIの機種がふえるので、それらを今現在おられる3人の技師さんで割り返していくしか計算できないのかなと思っていますが、それについての経費はちょっと算出していないという状況でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

経費について1,300万円程度、毎年ランニングコストがかかるということで、当初、委員会での説明の1,000万円は軽く超えてきたのかなというふうに思いますが、やはり、諸費が高騰している中でのことですので、当然この程度のものは考えていかなければならないのですが、やってみなければわからないということでは、やっぱりいけないと思いますので、その辺りMRIだけではないと思うのです。

だから、そういう経費の部分について、もう少し先を見越した取り組み方、情報収集等が必要だと思うのですが、所見を伺います。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

確かに木嶋議員がおっしゃるとおり、できるだけそういう経費、費用対効果については、明らかにできる部分は明らかにしていくというのが本当だというふうに思いますが、御承知のとおり、人員の問題、ドクターを含める人員確保の問題、体制等の問題、または診療報酬の問題、さまざまな状況が刻々と変わるというのが病院の状況でございまして、なかなか一定した費用対効果等の確定した計算ができないといったところでの経費ということで御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

事務長がおっしゃることもよく理解できますので、また、これについては、委員会中で引き続き調査していきたいと思えます。

次の4点目です。

MR I 機器の導入費用について伺います。

全国的に病院建設支援などのサポート業務を行っている「株式会社自治体病院共済会」からの情報提供により、MR I の新規導入費用は、既に委員会で説明を受けている金額の半額以下で導入することが可能であると、当議会では助言を受けております。

MR I 機器は、国からの交付金を充てる予定のようですが、導入費用をしっかりと抑えることで、子ども・子育て支援など、ほかの政策に充てられる貴重な財源を生み出すことができます。

MR I 機器の入札方法は、どのように考えていますか。

また、競争原理は、十分発揮されるのか、その所見もあわせて伺います。

○病院事務長（大槻祐二君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

地方自治法や町の規定に準じた指名競争入札で行う予定としており、競争原理は働くものと考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

今は、ホームページという非常に便利なものがありまして、全国の入札の状況というのは全てわかるということであります。

全国的な入札方法を見ても、一般競争入札というのが圧倒的に多いのかなということはわかっております。

ただ、これも、町の競争入札参加は、審査により登録された事業者だけが参加できるわけでありまして、競争原理を働かさなければいけないと言いながらも、懸念材料が存在しております。

せっかくそうした取り組みをしながらですね、十分に成果が得られないケースもあると考えますし、また、MR I という特殊な装置というのは、メーカーも取り扱い業者も限られているということになります。

MR I は、世界で 5 社が製造しているということで、委員会の中では説明を受けておりますが、その中で競争原理ということで考えるとね、どの機種も選定できるようにすることが必要なのではないかなというふうに考えますが、所見を伺います。

○病院事務長（大槻祐二君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） 確かに機種を選定しない中での入札というのが、一番費用面の効果、入札の効果が発揮できるだろうということは議員のおっしゃるとおりかと思っております。

ただ、使われるドクターとかの意見、メーカーごとの機器の短所・長所等を踏まえた中での MR I の導入ということも、また、逆に必要なところもあるのかなというふうに考えておまして、また、建設するに当たりましては、磁場が発生するというので、建設工事にシールドということでの作業をする経費も見込んでおりますが、それらを決定する上でも機種が変わると、また、シールドの内容も変わるといったことからメーカーから指導を受けていますので、そこら辺も考えながら導入してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○7 番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7 番木嶋議員。

○7 番（木嶋悦寛君） はい。

ということは、ある程度、機種も指定する、性能も指定する、メーカーもある程度限られるということで認識してよろしいのでしょうか。

○病院事務長（大槻祐二君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

院内におきましては、金額 80 万円以上の医療機械につきましては、院内に機種選定委員会というものを設けておまして、その中で、機種を選定する、しない、どのようなレベルの機械にするか等々の選定を行った上、入札に備えていくという段取りを踏んでおります。

以上でございます。

○7 番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7 番木嶋議員。

○7 番（木嶋悦寛君） はい。

先ほどの答弁とあわせて考えると、ある程度機種が限られてくるということで理解させていただきます。

次に、5 点目の質問であります。

MR I 機器の整備に係る事業費全体について伺います。

総務省が平成 27 年 3 月に公表した「新公立病院改革ガイドライン」では、病院施設・設備整備費を抑制すべきとの指摘をしたものの、自治体病院の建設費用の抑制は進まず、近年、建設されている自治体病院は、1 平方メートル当たり 50 万円台で建設されている状況にあります。

このような状況の中、これまで委員会で説明されている別海病院の増築費用は、1 平米当たり 120 万円以上、後で計算し直してみたら 140 万円を超えましたが、余りにも高

額です。

現在予定している建設費用、増築部分の面積など、事業計画の詳細を伺います。

また、27年からこれまでの資材や人件費の高騰、防音工事や電磁シールド工事を含め、増築という手間のかかる建設であることも考えられますが、なぜ、このように建設費用が高額になるのか、その理由を伺います。

○病院事務長（大槻祐二君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

建設費用につきましては、増築工事、既設改修工事、敷地改修工事からなり、現在のところ概算では約2億6千万円ということで見込んでおります。

増築部分の構造は、鉄筋コンクリート造平屋建て。

諸室として、廊下、待合室、前室、MRI検査室、MRI操作室、CPU室、サーバー室からなり、延べ床面積は、180.82平方メートルを予定しております。

建設費用が高額となる理由についてですが、目的別に、工事費を平方メートル当たりの額で算出しますと、増築工事費として約60万円、MRI設置のために追加される工事として52万円、既設の改修工事として21万円、防音仕様工事で5万円、平屋建てなどとすることでの割り増しとなる工事費として6万円、敷地改修工事で2万円ということになりますことから高額となっております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 数字を持ち合わせていれば、今伺いたいのですが、現在建っている病院の延べ床面積、建設費、あとは平米当たりの単価ですね。

もし、数字があれば伺います。

○病院事務長（大槻祐二君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） 現在建設されております病院につきましては約6,500平米程度かというふうに思っておりまして、平米単価的には約35万円程度というふうに認識しております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

当然建った年度も違いますので、多少の増額、それからスケールでの差はあると思うのですが、35万円で建てた建物が、特殊な使用ではあるものの、それが3倍にも4倍にもなってしまうという。

それが、この検証という部分で、特に電磁シールドに係る費用は、防音工事が5万円ということですから、たぶんMRIの設置費用ということで付加される平米当たり52万円という工事費に入っているのかと思います。

この電磁シールド工事の費用検証をどのようにされましたか。

○建設水道部長（山岸英一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（山岸英一君） シールドの費用については、私から説明させていただきます。

先ほど説明しましたMR I 設置工事に伴う費用、平方メートル当たり 5 2 万円のうちシールドにかかわる部分が、今 2 7 万円となっております。

この 2 7 万円は、これから確定されるMR I によっても変わる可能性があります、現時点で想定されるMR I の設置において、今回、シールドにおいて軽装鋼板を張り合わせることにしています。

これは、機器によって張り合わせる枚数が変わりますので、費用は、ちょっと機種が決定されるまでは決まりませんが、現在のところは 2 7 万円ということになっております。

以上です。

○7 番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7 番木嶋議員。

○7 番（木嶋悦寛君） ものの費用というのは、なかなか情報を得るとするのは難しいというところもあると思うのですね。

ただ、その施工費用が本当に妥当なのか。

例えば、同等の仕様でもっと安価にできる工法はないのか、そうした費用に対する妥当性の検証をどのように行っているのかということが聞きたかったのです。

○建設水道部長（山岸英一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（山岸英一君） シールドの選定につきましては、これから決定される機種によって、ある程度材料が指定されてくると思います。

ただ、そのシールドにつきましても、施工者が 1 社ではございませんので、各社から見積もりを徴収するだとか、いろいろな方法で妥当性をこれから探っていきたいと思っておりました。

以上です。

○7 番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7 番木嶋議員。

○7 番（木嶋悦寛君） だから、その見積もりが妥当なのかどうかをどうやって検証するのですか、ということなのです。

それを持ち合わせていなければ、「見積もりができました」「ああ、そうですか、わかりました」「3 者、こういう金額ですね」「はい、了解です」と、それではですね、それだけの高価なものを導入するというときにどうやって住民に説明するのですか。

私たち説明できないですよ、これ。

そういう情報がなければ。

そうしたものがあってしかりなのです。

だけど、それが、今までは多分そこまで突っ込んで検証してこなかったということもあると思うのです。

難しい部分もあるかと思います。

施工業者が限られるとか、こういう地方においては、当然いろいろな経費が上がるということは十分わかっていますけど、そうした検証をきちんと丁寧にすることで、それを使うことに説明ができるようになる、住民の皆さんの大切な税金を使う、交付金を使うにしても国民の税金ですよ。

そこを聞きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） おっしゃるとおり交付金で導入する、防衛の調整交付金も国の金だということで説明責任もありますけれども、一般的に町がいろいろな事業を発注する場合に、職員が設計できるものについては、きちっとした歩掛というのがありますから、それをはじいて設計を組むということになりますけれども、いろいろな工事の内容によっては歩掛というのがないものがあります。

そういう場合は、一般的に今現状でどのような取引をされているのかというもので、見積もりを取ったものを設計金額とします。

全部職員が設計、積算できるのであれば、委託にはいたしません。

今回の建物の増築工事につきましては、今言いましたMR Iを入れるということに伴う特殊な工事がいろいろあるということで、それは、町の職員がなかなか設計、積算できないということです、コンサルのほうに設計を委託しているということです。

その金額が正しいのかどうなのかというのは、もちろん設計・積算のチェックは町の職員がやるわけですから、歩掛があるものについては歩掛どおりになっているとか、あるいは見積もりをもとにして積算されたものについては、その見積もりが適正なのかどうかというのは、町側として当然納品されたものに対してチェックをするということです。

けれども、そのチェックの仕方については、内容によっていろいろ異なるということだと思いますので、それは、町の技術職員がしっかり理解をしているというふうに理解をしております。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

おっしゃることは、本当によく理解できることではあります。

ただですね、第三者の目というのが必要だというふうに思います。

これ、最後の質問にもありますので、そこでまた改めて質問しますので、次の質問に移りたいと思います。

6点目です。

MR I 整備事業の中期的な計画について伺います。

第7次総合計画期間の事業計画が不明であります。

機器の導入による収益の試算、機器の耐用年数、更新予定年度及び更新費用を伺います。

○病院事務長（大槻祐二君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） MR I 機器は、基準となる耐用年数としては6年というふうになっておりますが、当院に配置している医療機器同様に10年以上は使用できるのではないかなというふうに考えていることから、第7次総合計画の中に更新費用等の計画はなく、更新年度・更新費用につきましては、現在のところ未確定ということになっております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7 番木嶋議員。

○7 番（木嶋悦寛君） ちょっと余りにも、何ですかね、何と議論してよいのかわからないような答弁だったので、ただ、総合計画になぜ記載が必要かということだと思うのですね。

それは、MR I が単なる物品の購入にならないというところだと思うのですね。

そこは、理解いただけだと思います。

まちづくり町民アンケートの結果からも、全世代で「医療の充実」というのが求められております。

総合計画に「見える化」する、例えば、答弁の中で「更新年度が10年以上だから必要ないよ」という感じで言われましたけど、でも、計画に「見える化」することで、先を見通した安定的な医療が提供してもらえるのだと。

これが定住人口の増加につながる、そして、関係人口・交流人口の増加にもつながること、これ多分明確だと思うのですよね。

そうした政策的な意味合いの強い施策であるというふうに考えますので、ぜひローリングの際に、総合計画への記載、そして、町民にやっぱり安心してもらうためにも、この医療が継続して持続して安定して提供できるということをね、きちんと情報提供するということが大事だと思いますので、所見を伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今、木嶋議員の御質問ですけれども、今回MR I を入れるということは、これは明白なことをございまして、引き続き、病院の医療体制のために続けていくということは明らかな意思でございます。

今、ローリングの中で、もし更新時期がある程度明確になって、そのことをはっきりしなければならぬ状態になれば、速やかに更新計画を立てていかなきゃならぬ、そういう思いでおります。

今、事務長が言ったのは、ここ10年間でそういう更新の予定をしなくても、しっかり医療サービスは継続してできるという思いで言ったわけですので、更新計画を立てなくてよいということではなくて、住民にその意思をはっきり示したほうがよいということであれば、今回導入するということが、今後の医療サービスをしっかり進めていくということの意思表示だというふうに捉えていただければと思います。

よろしくお願いします。

○7 番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7 番木嶋議員。

○7 番（木嶋悦寛君） はい。

おっしゃることはわかるのですが、ただやはり、意思を表示することと、「見える化」していくということは、また違ったことだと思いますので、しっかりと計画の全体像が見えるようにしていく、例えば、その更新の時期がずれたにしても、10年の中におさまらないということであっても、それがわかるようにしていくということが大切なことであるというふうに思いますので、これについても引き続き議論させていただきたいと思います。

次に移ります。

MR I 機器の事業費や投資コストの抑制策に関して、3点について伺います。

現在の設計では、MR I から排気されるヘリウムガスの換気口が設置されております。

しかし、最新のMR Iには、ヘリウムガスを排気しない機種もあり、ランニングコストの削減につながると考えられます。

導入の検討はされましたでしょうか。

2 番目です。

現在の事業費の財源内訳は、MR I 機器に特定防衛施設周辺整備調整交付金を充て、建物については起債を充てるとの計画であります。事業実施を令和 3 年度とし、基金を積んで建物の建設費用にも調整交付金を充てるなど、町の自己財源の持ち出しを大きく減らすための検討はされましたでしょうか。

3 番目です。

町は、「給食センター、生涯学習センターなどの大型事業後は、財政健全化を図る」と、これまで議会及び町民に説明してきました。

MR I の整備に関して、建物を増築ではなく、別棟で建設し、建設費用の抑制が可能か検討はされましたでしょうか。

○病院事務長（大槻祐二君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

まず、1 番目のヘリウムガスを排気しないMR I 導入の検討についてですが、この機器につきましては、今年 4 月から日本で第 1 号の導入があるにすぎず、実績もないこと、及び高額であるとのことから、今回の機種選定等について業者からの提案自体がございました。

また、ヘリウムガスを使用する機器についても、排気口は設けておりますが、先ほどの経費のところで説明しましたが、「通常の使用時には、ヘリウムガスの充填は、ほぼ必要ない」という回答を得ております。

次に、財源の検討ですが、町の財政当局と病院事務局において検討しており、町全体の事業実施に伴う財源確保の検討及び病院事業債の元利償還金に対し算入される地方交付税措置などを考慮した上での計画となっております。

増築場所についてですが、患者様の利便性と職員の効率性を最重要として計画したもので、別棟で建設した場合は、そのことが大きく損なわれることになりますし、費用の削減効果も余りないものと判断しております。

以上です。

○7 番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7 番木嶋議員。

○7 番（木嶋悦寛君） はい。

それでは、最後の質問にさせていただきます。

MR I 整備後の病院経営の方策に関して、次の 3 点について伺います。

議会の視察調査の結果、MR I を導入する場合は、収益を最大化するサービスを実施することで病院の集客、集客という言い方はちょっとふさわしくないかもしれませんが、利用増につながると専門家から助言を受けました。

脳ドッグの実施やこれまでの当院では提供できなかった新たなサービスの実施など、再度、院内でMR I 導入により収益を最大化するサービス計画を医師とともに立てる必要があると考えます。

現在の診療体制により、どのようなMR I の活用を計画しているか伺います。

2点目です。

11月に議会が主催した地域めぐり懇談会において、住民から「乳児の予防接種の待ち時間の短縮」や「小上がりなどの待合スペースの確保」など、建設的な提案をいただきました。

一定の投資から、サービスの向上と相まった複合的な取り組みが必要です。

建物を増築する計画を立てる際に、2階部分に新たなサービスを実施する空間を設け、さらに受診者をふやし、収益を上げるような協議は院内でされましたでしょうか。

3点目です。

厚生労働省がさきに発表した自治体病院の統合・再編対象424病院の中には、経営コンサルタントや専門家の助言を受け、病院経営改革を進めている病院があり、大きな成果を上げております。

MR Iを活用した収益の最大化を目指す上でも、経営コンサルタントの支援を来年度から受けるべきと考えますがいかがですか。

○病院事務長（大槻祐二君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

MR Iの活用につきましては、現在のところ、整形外科診療に伴う検査を中心としての利用及び各医師の専門領域における利用として考えているところですが、今後における病院体制の変更などに伴い、柔軟にMR Iの活用を行っていきたいと考えております。

続きまして、2階部分を増築する場合ですが、さらなる費用がかかることなどから、活用については検討、協議をしておりません。

3つ目の病院経営にかかわる専門のコンサルタントへの委託に関しては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

2点目の質問、増築の際の2階部分の検討はしていないということでしたが、この件についてはちょっとまた別の観点がありますので、改めて委員会内で議論していきたいというふうに思っております。

3点目のコンサルタントの件ですが、私たちも10月に行った十勝・芽室町への視察の中で、芽室町の公立芽室病院が導入されて成果を上げているコンサルタントの方ともお会いしてお話を聞きました。

あまたあるコンサルタントがありますけど、やっぱりそうした中には、きちんと真面目に、真面目と言ったらおかしいですけど、皆様真面目なんでしょうけど、成果を上げるコンサルタントがしっかりいらっしゃるということを確認させていただきました。

私たちの調査の中でも、非常に有効なものであったと考えております。

それから、これから先、視察調査も含めて次元の違うところに向かっていきたいというふうに思っております。

私たちは、MR I導入に関して反対しているわけではありません。

むしろ導入を進めることで、新たな別海病院の魅力を創造できるものと考えております。

地域の皆さんに良質な医療サービスを提供し、保健・福祉・医療の連携によって、あらゆる産業と生産活動を支えていく。

そうした地域の中心にある町立別海病院として、持続可能な経営をしていただかなければいけないということ、これが大きなことだと思っておりますので、こうした議論をさせていただいていることは御理解いただきたいなと思います。

本日提供していただきました情報を調査内容に加えて、引き続き委員会の調査を継続し、精度を高めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上を申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（西原 浩君） 以上で7番木嶋悦寛議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、1番宮越正人議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） はい。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、中・長期的な漁業振興策についてということでございます。

本町の水産業を支えてきたアキサケ漁でございますが、当初の予想に反して今期も不漁という状況に終わりました。

この状況は、各マスコミが伝えるとおり、道内全域にわたる結果となりましたが、アキサケを主力としてきた本町の2つの漁協組合員にとりましては痛撃であり、もう一つの主力であるホタテの漁獲により漁業者としての生計が成り立っている状況が、近年続いております。

しかし、そのホタテ漁においても、狭い海域での操業であり、ほかの産地と同様に突然の死滅や自然災害等で、漁場が壊滅的状況となることも危惧されております。

漁業者の中には、この不安定で先の見えない現況から、後継者がいても、漁師として後を継がせることにちゅうちょをしている方々が多く存在するのも事実でございます。

実際、将来に希望の見えない現状では、子や孫に家業の代を譲ることに自信を持てないとする声もうなずけるところであり、過去の台風被害でアキサケ定置網が流され、今期も億単位の投資が必要な定置網を用意する決断がつかず、漁を取りやめた漁業者もおります。

そこで、私が一般質問をしてきました関連事案の進捗状況を伺うとともに、町長の中・長期的な視野に立った漁業振興の所見を伺います。

まず、1点目でございます。

本年6月の定例議会において、いわゆる北方基金による漁業振興について質問した際、町長からは「これまで慣例的に申請していた事業だけでなく、本来の経済活動に必要な事業を拾い直して、管内首長間の会議のテーブルに着く」との考えが示され、副町長からは

「これまで以上に有効的、かつ計画的に活用していく必要がある」というお答え、そしてまた、「漁協等に対する説明や相談の場を設定した上で十分協議を行いながら効果的な事業が展開できるよう、さらなる基幹産業の振興に努めていくように努めていく」という、それぞれ前向きな御答弁をいただきました。

その後の進捗状況をお知らせ願いたいと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 宮越議員の質問にお答えいたします。

令和2年度の北方領土隣接地域振興等補助金、この北方基金でございますけれども、この水産系事業につきましては、これまでの事業のほかに新たな事業について関係漁協と協議を重ねました。

メニューの洗い出しを行ったところでありまして、その中で、近年、主力漁業であるサケ定置網漁の不振が続いておりまして、漁業者を取り巻く環境は厳しい状況下にあるということは認識しております。

これまで漁協が独自に実施してまいりました、ホタテ貝の種苗放流事業、これを令和2年度の北方基金補助金に新規事業として追加要請したところでございます。

しかし、国のほうから、これは「新たな事業効果が生じるものではない」という理由で、2年度の採択は実施されない経緯がございました。

この基金補助金の選定につきましては、10月に隣接地域の首長会議におきまして説明を受ける予定となっておりますけれども、各首長の日程が整わず、書面会議という形で令和2年度の事業の内容については決定したところでございます。

私は、その際に、この事業選定のあり方には承諾できない旨を北方領土対策根室地域本部長である根室振興局長に申し入れをいたしました。

結果といたしまして、令和2年度の事業採択は既に決定されていたということで、これには至りませんでしたけれども、町の考えを一定程度理解していただきました。

北方基金事業の選定の考え方が、令和3年度以降の事業については一部改められることとなりました。

今後また、漁協等と連携をしっかりとって、どういう事業が今の水産業界にとって必要なのか。

また、北方基金も取り崩しになってはきますけれども、地域振興と水産事業の振興についてどういう事業が必要なのかということをしっかり意思確認を取り合いまして、基金取り崩し事業に対しまして、しっかり申請をしていきたいというふうに考えております。

今言ったように、令和2年度の事業は、10月段階でほぼ決まったということで、大変申しわけないですけれども、3年度以降の基金事業についてもしっかりとうちの町の要請を伝えたいと思いますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） ただいま、町長から、事業選定のあり方、そしてその北方領土等々につきまして北方領土対策根室地域本部長には申し入れをしたと。

そして、その一部ではあるけれども、2年度における協議では選定の方法を変え、3年度以降の事業選定協議がしっかり行われるという点で、一步一步前進してきたなと感じられる答弁がございました。

岩盤規制ではないのですけれども、これまでも動かなかった事案でございますので、今

後におきまして、本町あるいは管内漁業者にとりましては、本当に数少ない漁業振興に利用できる公的財源でございますので、北海道に対しても、国に対してもですね、地元の漁業環境も大きく変わってきているのだという状況を訴えていただきまして、さらに有益な基金となるように陳情・要請活動を続けていただきたいというふうに思います。

2つ目の質問です。

令和2年度以降、中・長期的な視野に立った、本町の漁業振興政策があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 本町では、漁業振興等の個別計画は策定しておりませんが、第7次別海町総合計画の中で、現状と課題を踏まえた上で基本目標を定めておりまして、実施計画により水産業の振興について各種施策・事業を進めてまいりたいと考えております。

しかし、近年の漁獲状況として、アキサケの漁獲量は大変低迷しており、ホタテ漁についてもいつまで好調が続くのか不透明な状況であることから、引き続き本町の水産振興を図っていくために、つくり育てる漁業の推進、また、資源管理型漁業の徹底、さらには漁場環境の保全、これらが重要な課題であると考えております。

これらについて、今後におきましても、町内2漁協及び漁業関係者と意思疎通・連携を図りながら、水産業を取り巻く情勢の変化に迅速に対応していく必要があるというふうに考えております。

これは、行政だけで実施できるものではありませんので、特に、漁協、漁業者との連携、そして、漁業者の方々のやる気、こうしたことをしたいという思いをしっかりと受けとめて対応をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

○1番（宮越正人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 町長、副町長ともに産業振興部を経験されておまして、漁業振興にも精通しているのを承知しておりますけれども、本町の浜の現状認識もですね、漁業者の皆さんとその共通なものであってほしいという思いです。

そして、それを含めてですね、水産振興のために関係者との連携をさらにさらに図っていただきたいなというふうに思います。

また、答弁にありましたように、本町の主力魚種でございますけれども、幸いなことに資源管理型のアキサケとホタテでございます。

将来にわたって不安はあっても、あるいはその自然災害等があっても、必ず復活できるチャンスがあるような魚種だというふうに思います。

先人の皆様は、そういうことも加味しながら貴重な財産を残してくれたという思いでありますけれども、ただし、現在はその両方がですね、町長・副町長御存じのとおり、関係者の自助努力だけで保っております、そういう体制であります。

アキサケの管内増協の運営等、これから果たして続けていけるのかというですね、漁業者の大きな不安材料の一つもでございます。

町長、これらの問題について、どのような所見であるか、今答えを一部いただいたような気がしますけれども、これら大きな問題について一言お願いしたいなというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） ホタテについては、数量的には管内5単協で2万トンですか、そんなに下がってはいません。

ただ、価格が一番よいときは500円、採算ラインが150円というところで、今現在は200円前後ということで、一時期の500円は、これは異常な高値でしたので、景気がよかったですけども、今は落ちついている状況ということです。

ただ、玉が大きくならなくなってきたという不安材料が一つあります。

アキアジは、管内全体的に減っているということで、これは、うちの町単独でなかなか対応策を練るということは難しいと思っております。

管内全体で一致した対策をしていかなきゃならないなと、そういう思いもありまして、管内全体となりますと、根室管内の全部の自治体・漁協が参加している組織として、さけ・ます増殖事業協会もありますので、そういう増協と連携しながら、自治体としてどう後押しできるか。

一つの例を挙げれば、例えば北方基金なんかも、その管内全体が影響している、基金と言えば、まさにぴったり合うようなこともあります。

できるかできないかはわかりませんが、しっかりそこら辺の可能性も、ほかの首長方と連携をして模索していかなきゃならないなと思っております。

アキサケ全体については、やはり根室管内全体、えりも以東全域として、どういう対策が必要なのかということに取り組んでいかなきゃならんと思っておりますので、漁業関係者の皆さん方にも、その旨、町長が考えているということで、よい案があればどんどん出していただければと思っております。

ともに対応していきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いします。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 先ほど、町長から漁業者の気持ちも受けとめるというような答弁をいただきました。

ぜひ町長にはですね、可能な限り漁業者の皆さんに直接その漁業振興の思いを訴えていただきまして、声も聞いていただきたいというふうに思います。

それが漁業者にとって大きな力になるというふうに確信しますので、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。

ノロウイルスの集団感染対応やインフルエンザ対策についてでございます。

ことし5月17日の道新朝刊には、「別海のノロウイルス集団感染」という見出しの非常にショッキングな記事が掲載されました。

その感染元が町民体育館を会場に開催された中学校のバスケットボール大会であったことは、想定範囲を超えた大きな衝撃でした。

記事には、「5月11日・12日に別海町内で開かれた中学校のバスケットボール大会に出場した、根室管内1市4町8校の生徒・職員53名が、下痢や嘔吐の症状を訴え、そのうち4人からノロウイルスが検出された」とあります。

ウイルス発生後は、別海中央中学校等で学年閉鎖や全学年の部活動を中止するなど、同月20日には収束したとのことでありますが、この事態を受けての教育委員会が施した善後策、今後の方策について伺います。

なお、本件事案は、半年も前の事案でございますけれども、インフルエンザが猛威を振るい、例年、学級閉鎖や学校閉鎖も報告されている時期にもなり、パンデミックな状況とならないよう、幼稚園児・小学生・中学生に対するインフルエンザ感染の予防対策等を加えて質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、ノロウイルスの集団感染後、町内の幼稚園、小学校及び中学校にはどのような指導を行いましたか。

また、保護者への説明や、今後の対処法について共通の理解を保護者に得る機会を設けましたか、ということでございます。

○教育部次長（石川 誠君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

ノロウイルスによる集団感染については、私の方からお答えさせていただきます。

例年、冬季から春季にかけて多発するノロウイルスの集団感染についてですが、議員の御質問のとおり、今年の5月11日・12日、土・日の両日に町内で開催されました管内バスケットボール大会に参加した中学生及び教職員から、ノロウイルスの検出が確認されました。

このことから、本町では、速やかに感染性胃腸炎に係る感染症の蔓延防止及び予防対策の徹底を図るため、町内各小・中学校、公立・私立の認定こども園幼稚園型、別海高校を初め、福祉部と連携し、認定こども園保育園型、へき地保育園や児童館へも、中標津保健所が発行しているリーフレット、タイトルが「ノロウイルスによる感染性胃腸炎を予防しましょう」、その冊子を送付し、注意喚起を行いました。

また、感染症の蔓延防止の徹底を図るため、5月18日土曜日、そして19日日曜日に行われる部活動及び大会の参加について自粛を促し、原則、部活は休部の対応をとることについて通知するとともに、家庭内における経過観察、手洗い励行の予防対策についても各学校等を通じて各家庭に依頼しました。

さらに、学校内等においては、園児・児童・生徒にうがい・手洗いの励行だけではなく、トイレの入り口に消毒用雑巾を設置するよう指導してきたところです。

このほかにも、各学校等では、独自に机や椅子、教室内やトイレなど、手が触れる箇所の消毒を実施するほか、嘔吐等があった場合の処置については、改めて専用のキットを利用するなど、適切な消毒作業を実施することについて指導を行うとともに、感染後においても、感染症についての予防対策を引き続き養護教諭を中心に実施しています。

また、児童・生徒が利用するスクールバスについても、職員が委託業者と連携し、発症した学校区のバスの消毒作業を毎日実施しまして、早急な終息に向けて取り組みを進めました。

今回の事案では、保護者等への説明会を開催することなく、各学校等への連絡や各関係機関との情報共有を図ることで、最終的には6月4日に町内児童・生徒の罹患者ゼロを確認したところです。

共通の理解を得ることについては、教育委員会からの通知文をもとに、各学校が各家庭へお便りを発行し、保護者が、ウイルス感染症の危険性・予防方法・処置方法等を確認することで、共通の理解を図ってきました。

また、拡散の疑いのあった町民体育館では、中標津保健所や福祉部の協力を得ながら独自に消毒作業を実施しました。

その後、各スポーツ施設には、万が一のために、嘔吐物処理セットを常備し、各施設の使用団体に対し、嘔吐物処理方法の手順などを通知したほか、各種会議の場で周知徹底を図っているところです。

以上です。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 実は、6月議会で質問を通告したのですが、その際、道教委のほうにその状況の確認をしました。

その際、道教委の担当者からは、「事案が起きてからの別海町の教育委員会の対応はもう本当にすばらしかった」という評価もいただいたところです。

私が気になっていたのは、第一義的に、子供の体調管理のことですから、保護者とどのような連携をとったのかなというのを非常に気にしておりましたけれども、今の答弁の中で、「文書で通知もした」ということでございますので、今後ともいろいろな伝染病ございますけれども、早目に保護者の皆さんと学校、教育委員会が中心となって、連携、情報交換をしていただいて、拡大しないように十分に対応していただきたいなということです。

それでは、2つ目の質問ですけれども、町内の幼稚園・小学校・中学校のインフルエンザワクチンの予防接種状況でございますけれども、教育委員会は把握しているのかどうかということをお聞きします。

また、ほかの町では、医師と看護師が学校に訪問して、予防接種を行っているところもございます。

本町には、その考えはあるか、お聞きしたいと思います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） この御質問は、私のほうからお答えをさせていただきます。

幼稚園児・小学生・中学生のインフルエンザワクチンの予防接種状況につきましては、各幼稚園・学校から報告を受けることとなっていないため、当該年度の接種状況を随時把握できる状況にはありませんが、町福祉部が実施をしております助成制度の実績を確認することで把握しております。

これによりますと、平成30年度の予防接種の受診率であります、園児が70.7%、小学生が59.9%、中学生が45.1%というふうになってございます。

議員御質問の他町というのが「標津町だ」というようなことをちょっとお聞きしましたので、そのことについてお話をしたいと思いますが、根室管内では、標津町で小学生に限り、任意で予防接種のほうを受ける児童を募集しまして、保護者の一部費用負担により、地域センター等の場所を利用して予防接種を行っている事例ということで確認をしております。

本町では、予防接種のためだけの医師の確保や広範囲に点在している学校間の移動時間等を考えますと、全学校で生徒が予防接種を受けるということは非常に難しいことかなというふうに考えております。

今後も、町が行う現在の助成を継続しまして、活用について周知を行って、子供たちが元気に園や学校に通うことのできるような感染症の蔓延防止のため、予防対策を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） はい。

当然、幼稚園児そして小・中学生にも予防接種を奨励しているのは確認しておりますけれども、ある意味画一的に、予防接種は、絶対いついつまでに受けてもらわないと困りますといった啓発をできるかどうかわかりませんが、そのような体制も必要かなというふうに思います。

インフルエンザの予防接種をすれば、インフルエンザにかからないということではなくて、症状を軽減するためのものだということでございますけれども、やはり特に幼稚園、そして小学校の高学年、一旦かかれば非常に危険な状況にもなるという事例もいっぱいございますので、本町の場合は1回500円というふうに聞いておりましたけれども、本来であれば教育委員会が中心となって各家庭にお知らせをしていただいて、保護者のほうにですね、例えば、何日まで全ての児童に予防接種をしていただきますと、こう一歩踏み込んだ予防体制をとれないかということで検討いただきたいと思います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

私のほうからお答えいたします。

予防接種法におきまして、任意の予防接種ということで位置づけられておりますので、強制的にということにはなかなかありませんが、保健センターのほうにおきましても、それぞれ周知徹底を行っているところです。

助成制度も平成29年度から開始しまして、助成制度以降ですね、予防接種の率も毎年上がっているような状況ですので、その辺御理解いただきたいと思います。

以上です。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 今、福祉部長のほうから答弁いただきました。

当然、強制性を伴うものではないというのは承知しておりますけれども、やはり学校全体で取り組まなければならないと、それが一番効果的だということも話し合われているそうですので、ぜひ教育委員会のほうで検討していただきたいと思いますということを申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（西原 浩君） 以上で1番宮越正人議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、4番小椋哲也議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○4番（小椋哲也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4 番小椋議員。

○4 番（小椋哲也君） 通告に従いまして、幼保無償化に伴う給食費の実費負担についてお伺いします。

委員会調査を経て、委員会の総意をもとに私から一般質問させていただきます。

令和元年10月1日より幼保無償化が実施され、3歳から5歳児クラスの幼稚園、保育所などの利用料が無償になりました。

これは、日本が直面する最大の課題は少子高齢化であり、子育て世代への投資のため、子育て世帯の負担を軽減し、全ての子供たちが質の高い教育を受けられるようにしたい、という狙いの国の政策となります。

一見すると、子育て支援策として非常に手厚い内容に思えますが、これまでとは保育料の考え方が大きく変更されています。

それは、給食費なども含めた費用の全てが保育料として以前は扱われ、支払い能力に応じて費用を負担する「応能負担」形式で徴収されていましたが、幼保の無償化に伴い、給食費が保育料から押し出される形で実費負担となり、自己負担分の費用については「応益負担」形式となったことです。

また、別海町ではこれに加え、保育料負担額の50%の支援、多子世帯への負担の軽減など、独自の政策を行ってきました。

しかし、今回の制度改正により、「国が本町の施策に追いついたこの段階で先行施策を打つのを一旦立ちどまる」との委員会への説明でした。

当議会として全議員が制度設計を把握するに至ったのは、制度改正の条例改正案が提示された本年9月定例会前の全員協議会です。

その後、制度の問題点がないか、全議員による議員間討議や議会の広聴事業を重ねた結果、政策議論が必要と判断しましたので、幼保無償化に伴う給食費の実費負担について4点にわたり質問します。

（1）自己負担分について「応能負担」が「応益負担」になったことにより、これまでの家庭の所得状況に応じて子育ての負担を軽減するという意図が、低所得世帯を除きなくなったことについて、町はどのようにお考えになっているか伺います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

私のほうからお答えさせていただきます。

国は、本年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い現行保育料に含め負担いただいていた3歳以上の子供の副食費については、無償化の対象から除き実費徴収するとしました。

このことは、在宅で子育てをする場合においても生じる費用であることや、他の社会保障分野の食事に係る費用についても自己負担としていることなどから、各施設における徴収を基本としたものです。

本町におきましても、国の基本的な考えに準拠し、低所得世帯及び一定の年齢要件による多子軽減世帯を除く世帯について保護者負担としたところです。

以上です。

○4 番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4 番小椋議員。

○4 番（小椋哲也君） はい。

国の制度の形としては、これまで保育料として各世帯の状況により段階的な負担があったのを保育料は無償化しますよと。

ただ、今答弁にあったように、給食費については、どこにいても食べるものなので実費負担にしますよという制度の仕組み。

それは、理解しました。

ただし、実際に制度を受ける側の住民にとってみたら、今まで子育てにかかっていた負担について各世帯の状況に応じて援助してもらっていたものが、その部分関係なく、低所得者については生活の支援という形で残りますけども、子育てに関する支援としては扱いが変わったというふうに受け取ることができます。

実際に制度を運用して町民に提供する地方自治体としては、国の制度設計のそういう考え方と実際に町民が受け取る受け方、そのはざまにあるわけですけども、どのような形で、今後、国の制度の理論どおり行くのか、それとも今までにあった子育て支援、段階的な考え方というものを一部残していく。

これは、いろいろと財源の問題とかもあるでしょうけど、今後どのような形で今現在考えているのか、お聞かせ願えればと思います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

ただいま答弁しましたが、町としましては、副食費の考え方や取り扱いにつきましては、他の社会保障の分野の状況も踏まえつつ、国の基本的な考え方等に準拠するということとしたもので、今のところ保育料と同様の取り扱いとする考えをしておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○4 番（小椋哲也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4 番小椋議員。

○4 番（小椋哲也君） はい。

この後の再質問の内容は、（3）番と関連してくるところがありますので、（1）はここで締めて、（2）の質問に移らせていただきたいと思います。

平成29年に定められた新しい「保育所保育指針」では、「保育所における食育は、健康な生活の基本としての『食を営む力』の育成に向けたその基礎を養うことを目標とする」として、保育における食育の重要性が強調されています。

また、先日議会が実施した地域めぐり懇談会や議会だよりのインタビューにおいても、親御さんから「子供が嫌いな食べ物を克服した」「友達と食べる給食で食を楽しみながら協調性を養っている」など、給食の食育としての役割と効果をお聞きました。

小・中学校の給食教育に対しては、給食センターの整備などを町が行うことで実質的な支援を行っているとも言えますが、幼保における給食教育に対する支援について町はどのようにお考えでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

公立施設の給食提供の現状につきましては、認定こども園の公立幼稚園3園及び中春別保育園は、給食センターから提供しております。

その他の認定こども園、別海保育園と上西春別保育園においては、自園で調理し、提供しております。

また、西春別、上春別、上風連、本別海、豊原の5つのへき地保育園は、町における給食提供ではなく、お弁当を持参していただいているところです。

このように提供方法は異なりますが、幼稚園・保育園における食育として、子供の成長に合わせた目標を設定し、食材や調理してくれた人への感謝の気持ちを持つこと、基本的な食事のマナー、楽しい雰囲気の中でみずからが進んで食べる意欲を培うなど、食を営む力の育成に努めているところです。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

今の答弁で公立の状況についてお話を聞かせていただきました。

公立だけでも給食センターから提供を受けているところもあれば、自分でお弁当もあるという形で、さまざまな違う形、また、支援の内容も違う形の実態が見えてきたと思います。

その中で、幼保における給食教育がどのような大切さがあって、現在の町が行っているその幼保の給食教育に対して、支援・手だてが十分かどうかについて町長の口から考えを聞かせください。

○議長（西原 浩君） 暫時休憩します。

午後 1時12分 休憩

午後 1時13分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

町長。

○町長（曾根興三君） 通告にちょっとなかったものですから、大分協議しましたけれども、基本的な考え方としては、今の給食センターの供給上限が大体2,000食までは何とかできそうだという考えで建設しておりますので、その中で、いろいろな施設に提供できるものはなるべく提供していきたいというふうに思っております。

今、提供していない幼稚園・保育所についても、親や子供の希望が第一で、提供してほしいという要望があるのであれば、できるだけ対応していくようにしていきたいと思っています。

ただ、給食数も安定しないと、やっぱり調理員の数とか、それから勤務状況とか、いろいろな要件も出てきますので、その都度その都度変わるということにはならないかもしれないですけども、基本的な考え方としては、せっかくつくった給食センターですから、できる限りいろいろな分野に適用できるものについては適用していきたい。

有効的に活用することは大事なことだと思っていますので、その旨御理解ください。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

ちょっと私が質問した意図と違う伝わり方をしてしまいましたので、もうちょっと整理

して聞き直したいと思います。

まず、私がここで聞きたいのは、幼保の施設における給食教育に対する支援はどのような内容かというのをお聞きしました。

それに対する回答が、公立の幼保の状況を聞くというだけだったので、支援についてどのように考えているのかということ、もう一回きちんと整理してお聞きしたいという内容で再質問いたしました。

その段階で聞きたいのは、まず、幼保の給食教育に対してどのようにお考えかという点が1点。

もう一つは、今、公立でもばらばらの支援状況がある。

給食センターから受けているところは、先ほど言ったように給食センターという形で支援を受けていますけど、お弁当を持って行っている人については、支援がないですね。

その支援のばらつきに対して、今後どのように役場で手だてをしていく考えがあるのかという、この2点をお聞きしたくて再質問しました。

もう一度お願いします。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、各幼稚園・保育園における食育として、子供の成長段階に合わせた目標を各園で設定しております。

それに基づいて、食材や調理してくれた方々への感謝の気持ちを伝えるとか、基本的な食事のマナー、楽しい雰囲気の中で、みずからが進んで食べる意欲を培うということを目指しにそれぞれ各園で支援を行っているということです。

それと、全ての施設に給食が提供されていないことについて。

違いますか。

申しわけありません。

ちょっと聞き違えましたか。

給食に関しては、保育園としては、外部からの搬入等は問題ありませんけれども、今後、教育委員会のほうと協議を進めていかなければならないと。

給食センターからの搬入の場合は、協議を進めていかなければならないということになります。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

私が質問した内容の前半のほう、幼保の給食の教育に対して大切に思っている、どういうコンセプトで行っているというのは十分なお答えをいただきました。

ただ、2つ目の意図がちょっとうまく伝わってなくて、その大切な幼保の給食教育の給食というものの捉え方が、給食センターから出されるものというのは、私が聞いている意図としてはイコールではなくて、園・施設でお昼御飯を食べる、みんなでそれを食べるというのが給食教育という意図で言っております。

まず、その認識を共通認識として持っていただいた上で、そして、今、給食センター

から給食が行っているところに関しては、給食センターを整備する、運用するという部分で補助が実質的に入っていると、支援が入っていると。

それに対して、民間のこども園ですとか、お弁当を持ってくるというところに関しては、町の支援が実際届いていないという形。

そのでこぼこがあることについて、どういうふうに関今後その支援を、公平性を保っていくだとか、もっと手厚くしていくだとか、今のままで十分だとか、その方向性を聞きたいのであって、決して、今、給食センターの給食を全部届けてくれという意図ではないです。

なので、その点についてもう一回伺います。

○議長（西原 浩君） 暫時休憩いたします。

午後 1時19分 休憩

午後 1時22分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

認定こども園につきましては、自園調理提供が義務づけられているというか、外部からの搬入も可能なのですけれども、一応、自園調理で提供ということと、私立2園につきましては、それぞれ特色あるお弁当でも結構なのですが、それぞれ自園調理をして特色ある給食を提供しているということです。

こちらにつきましては、町のほうから支援をするという考えはありませんけれども、公定価格として国のほうからそういう支援が出ております。

へき地保育園につきましては、現状、今のところは、このままお弁当で継続していきたいということで、将来的に可能であれば、給食提供のほうにつなげていければというふうに考えております。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

御回答いただきましたが、ちょっとやりとりが混乱した部分もありますので、私が認識したことを確認させていただきます。

現状は、公立の幼保の部分だとか、民間のこども園、あとへき地の部分で給食教育の大切さというものはきちっと共有していきましようという形で、それぞれ特色のある給食提供も含めて認めていますよと。

それをまた推進もしています、教育として大切に思っていますよ、という認識は、共通認識としてできました。

それに対する給食教育の支援としては、給食センターを使うパターンもあれば、園が独自で用意しているものに対して、国の公定価格という形で事実上の補助が入っていますよという扱いのところもあれば、残念ながら、まだそれがお弁当という形だと、なかなか支援の形が整わないので、やる意思はあるけれどもできていない。

今後、それについては、幼保の給食教育に対してもきちんとした支援をうまくできない

か、手だてを整えられないか、今後も検討を続けていくという認識の回答でよろしいでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

小椋議員、おっしゃるとおりです。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

それでは、3番の質問に移らせていただきます。

幼保無償化以前、別海町では独自支援策により多子世帯の扱いについて判断基準を緩和していました。

一定の年齢までの子供の数に限り、国が負担軽減を行っていたのに対し、別海町では、扶養であれば、子供の年齢を問わず、2子目は保育料を半額免除、3子目以降は保育料を全額免除していました。

これにより、別海町では、保育料の負担が最大で実質1.5人分までという上限が設けられることになり、たくさん子供を授かったとしても安心して子育てを行える環境にありました。

しかし、幼保無償化に伴う給食費の実費負担により、子供の数が多ければ多いほど負担額が大きくなるという制度設計となりました。

町長は、公約の中でも「子育て世代が安心して社会活動を行うための支援」を最重要政策の1つと位置づけていますが、この実費負担の差異はとても大きなものであると考えます。

別海町の子育て支援の方向性として、この差異をどのように捉えていますか。

お答えください。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

本町においては、平成27年度の新制度移行に伴い、子育て世帯の負担軽減を目的に、国基準の保育料の2分の1軽減や国基準を上回る多子世帯軽減を実施してきました。

これらの軽減措置により、無償化前において保育料の負担が生じていなかった世帯が、無償化後における副食費の取り扱いを国の考え方に準じたことによる負担の差異が生じていることは認識しております。

しかし、このことは、今まで一定の負担軽減を単独事業として行ってきたこと、今後における子育て支援事業全体の継続性などを総体的に考え、現時点においては、国の基準に準拠し実施することが望ましいと判断したことによるものですので、御理解いただきますようお願いいたします。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

今答弁いただいた内容と（1）の再質問でいただいた内容と関連があるので、そことあ

わせて再質問という形でさせていただきたいと思います。

まず、お答えの認識の確認の部分でいうと、国の設計では給食費という形で実費負担になった部分があるので、給食費というのは人が食べていく上で、子供から大人まで、老人まですべからずかかるお金ですので、国の制度の設計も含めて、公平性というものを考えて、そこに合わせていくと、国の制度の考え方そのままにいくというような形で今答弁されたと認識しました。

そこに対して、私の再質問なのですが、子育てに対する支援というものを最重要とする中で、当然税金をいただいてそれを再配分するわけですから、公平性というものは非常に重要です。

ただし、重点的に行う政策というものは、ある意味その公平性という部分から少し寄ってお金を集中させるという側面もあると思います。

そういう意味で、ここの子育て世帯の実質的な子育てにかかる費用というものを負担軽減するという、その部分について今後どのような方針で行くのか、当然先ほどもちらっと答弁であったとおり、財源がまだ確定してないから、委員会の中での答弁でもありましたけども、国の財源が固まってないので、詳しい制度設計云々という話をしているわけはありません。

今後の方針として、子育て世代に対する支援策をどのような形で考えているのか、お答えいただければと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 子育て世代の応援という私の公約の中では、今までは保育料と言われたものについては無料化しましたがけれども、今回の国の考え方は、幼保一環の中で保育料の中の副食費は、これは食料ですよという考え方で、保育料という考え方から外した捉え方をしています。

その意味では、今、うちの担当も、その国の考え方はとりあえず了承して、その形に沿った制度にしていこうという考え方です。

それで、一般的な私の公約から言いますと、子育て世代を応援するというのは大事なことです。副食費に限らず、子育て世代を応援していく施策というのはこれからも必要だと思いますし、特に多子家庭においては、やはりたくさんの子供を育てていくためには大変な費用がかかるというふうに思いますので、副食費に限定する形ではなくて、子育て世代、多子世帯に対してどういう支援が必要かという、また、その財源をどうしていくかということを含めて、そこはしっかり取り組んでいかなければならない第7次総合計画の中の基本的な考え方だというふうに捉えておりますので、今すぐどういう制度でどういうふうな支援をしていくとは言えませんが、基本的なリーダーとしての考え方としては、子育て世代をより応援する、特に多子世帯はそうでなくてもお金がかかるのだから、経済的な支援というのは大事なことだというふうに捉えていますので、御理解をよろしくお願いします。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

「今回の国の制度の変更をきっかけとして、少し負担の仕方が変わったけども、今後も子育て世代に対する支援は、力強く行っていく」という形で回答を得ましたので、3番の質問を閉じさせていただきます。

続きまして、最後、4番の質問になります。

幼保無償化により給食費は実費負担となりますが、多くの家庭では実際の負担額は減少しており、子育て支援としての狙いは一定程度果たしていると言えます。

しかし、前項で説明したように、多子世帯においては、これまでは負担額に事実上の上限があったものが、給食費の実費負担においてはそれが機能しないため、幼保無償化後、実質の負担額がふえている家庭があります。

別海町の平均的な世帯で第3子が幼稚園に通っている民間施設での実例では、これまで、主食費の1,500円だけの月額負担だったものが、新制度実施後は、主食、副食を合わせて4,800円の月額負担となり、結果的に3,300円の月額負担増、年間で約4万円の負担増となりました。

なお、この実例は、施設側が保護者の負担を抑えるために、企業努力により主食費を500円値下げして月額1,000円にしているという背景を込みでの話であります。

このように、本来、子供を安心してたくさん産み育ててもらうための制度のはずが、多子世帯の方がこれまでより不利になるという状況が発生しています。

これは、これまでの町独自の手厚い支援策で負担が小さかったこと、国の新たな仕組みの間で制度の谷間ができてしまったようなものですが、一番に支援を行うべき多子世帯が負担増になっているという状況に対し、どのようにお考えですか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今般の無償化制度の内容は、本町が平成27年度以降、国の制度に先行して取り組んできた独自の子育て支援策の一部において、国制度の拡充が行われた。

これは、先ほどからの答弁の内容でございますけれども。

御指摘のように、現時点においては、逆転現象が起きてきたというのも承知しております。

ただ、先ほどから担当部長のほうからも答弁しておりますけれども、基本的には、今現在では、国の制度にのっとった形で制度運用をしていくと。

今までの多子世帯に対する支援が、今回新たな制度にしていくと逆転現象になるというのもわかっておりますので、それは、保育料、副食費という個々の話ではなくて、多子世帯をどうやって支援していくかという根本的な部分からもう一度見直していかなければならなど、そういう思いでありますので、今後とも制度の検討について、また議員の皆様方ともお話をして、どういう制度が一番よいのかということをしっかり検討していきたいと思っておりますので、多子世帯が負担増、逆に言ったら補助減になったことに対して、それを無視するという考えでは決してありませんので御理解ください。

○4番（小椋哲也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

今、大変心強い回答をいただいたと思います。

今回は、制度の隙間というか、意図しない部分で、たまたまこういうふうな不幸と言ったらちょっと大げさかもしれないですけども、思わぬ負担増が生まれてしまったというのは大変心苦しいというか、本当はよいことをしようとしての無償化なのに、ちょっと国の制度設計上は物足りない部分なのかなと。

ただ、地方自治体独自の対策として、例えば栃木の大田原市ですとか、茨城の境町のよ

うに、いち早く、まだ、国からの財源は確定してないですけども、期間限定でもその負担を穴埋めしましょうとか、段階的に国の制度設計している金額にしましょうというような対策を立てている自治体もあります。

そこら辺も含めて、今後、財源が固まり次第、検討していただければよいのかなというのを町に任せるだけではなくて、私たち委員会としても一緒に考えていきたいので、きょういただいた幼保の給食教育にも支援がしっかりと行き届くように考えていくとか、今回の制度の内容に捉われず、今後も子育て世代に対しての支援をきっちりと考えていくという、2本の大きな心強い回答と一緒に、今回いただいた内容も含めて今後委員会で検討させていただければと思いますので、何か一言をいただければと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 別海のまちづくりの基本理念として、やはり子育て世代をしっかりと応援して、子供を地域みんなで育てていこうというのは基本理念ですので、その趣旨にのっとってやれば、やはり多子世帯に対する支援もしっかりやっていかないと。

それが私たちの責任だという思いはありますので。

今すぐ国の制度の欠点をすぐ補填するような形がよいのか、それともしっかりその矛盾点を見きわめて、今後、財源的にどれぐらいかかるかというようなことを検討した上で、どういう支援をしていくかという議論をしていくということも、また一つの方法だというふうに思っておりますので、そこは議員の皆様方と知恵を出し合って、よりよい子供たちのためになる制度になるようなことをしっかり考えていきたいと思っておりますので、御提言いただきましてありがとうございます。

○議長（西原 浩君） 以上で4番小椋哲也議員の一般質問を終わります。

次に、13番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

通告に従いまして2点質問いたします。

1点目は、別海町の農業・酪農を守る施策についてであります。

ほとんど審議らしい審議もしないまま、日米貿易協定承認案が、11月19日、衆議院を通過し、参議院に送られました。

通告したときはこうでしたが、12月4日に参議院本会議で可決されました。

しかし、協定内容に関する政府の説明は矛盾だらけです。

第1に、自動車と部品の関税について、安倍首相は「更なる交渉による関税撤廃を明記した」と説明していますが、実は、米国付属書に「関税の撤廃に関して更に交渉」とあるだけで、関税撤廃が約束された裏づけや形跡はどこにもありません。

第2に、農林水産品の関税撤廃率は、日本側が37%であるのに対し、アメリカ側は19品目、1%に過ぎません。

ここでも圧倒的にアメリカの勝利です。

しかも、日米の共同声明で「両国は関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題について交渉を開始する意図である」と明確に語り、協定付属書には「米国は、将来の交渉において、農産品に関する特惠的な待遇を追求する」と記されています。

再協議に日本政府は同意しており、来年5月から本格的交渉が始まるとされています。
その交渉で、米や乳製品で不満のあるアメリカ側がさらに追加的な譲歩を求めてくることは必至です。

第3に、牛肉のセーフガード（緊急輸入制限）の問題です。

交換公文の中で「セーフガードが発効して10日以内に、発動水準を一層高いものに調整するため協議を開始して、90日以内に結論を出す」と明記されており、牛肉のセーフガード発動水準が交渉によって青天井となる内容になっています。

しかし、外務省が国会に示した「説明書」では、「一層高いものに」という文言が削られていました。

3点の具体例を出しましたが、今回の日米貿易協定は、アメリカの一方的主張を日本側がのみ、しかも、国会ではそうした内容と矛盾した説明を政府が行い、本格的な審議を避けたまま衆議院、国会を通過させたというのが実態です。

日米貿易交渉は、第1ステージにおいて日本側の大幅な譲歩で始まりました。

今後、第2・第3のステージでさらなる譲歩が迫られることになるでしょう。

T P P 1 1、欧州とのE P Aが既に発効しています。

これに日米貿易協定（F T A）が加わることにより、日本の食料安全保障は危機的局面に立たせられる可能性が大きくなりました。

生産者だけの問題ではなく、全消費者、全国民的な問題ですが、きょうは、別海町の農業・酪農をどう守っていくかという問題に絞り、2点について質問します。

1点目です。

政府は、日米貿易協定の農業に与える影響額について、最大で1, 100億円の減と試算しています。

これに基づいて道も試算し、生産額は最大371億円減少するとしました。

しかし、政府も道も、影響額の試算に当たっては、国内対策を講じることにより生産量は減らないという前提に立って試算しています。

こうした試算の方法について、昨年3月議会で「町長も、生産額は減るが生産量は減らないと考えているのか、考えているとしたらその根拠は何か」と質問しましたが、根拠は示されませんでした。

改めて、「生産額は減るが生産量は減らない」と考えておられるのか、考えているとしたらその根拠は何か、町長の見解を問います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 関税削減等の影響で生産額の減少が生じるものの、生産コストの低減や経営安定対策などの国内対策によりまして、国内生産量が維持されることもあり得るとのの一つの見解でございます。

これは、国内対策がしっかりと実施され、生乳需給や乳価が維持されることが前提になるというふうに私は考えております。

国際貿易交渉の影響については、さまざまな要因によって変化するため、地方自治体が明確な根拠を示すということは難しいと考えておりますけれども、本町におきましては、生乳生産量は、T P P 1 1、日欧E P Aなどの協定が発効された後も順調に推移していることは、農業者の自助努力はもちろんです、T P P政策大綱等に基づく国内対策がしっかりと実施されていると、それが根拠の一つではないかと考えています。

どれくらい減るのか減らないのかという質問に対しては、減るということもはっきり言

えないですし、いや減らない、増産します、ということも、それは今後いろいろなことが起きることが考えられますので断言することはできませんけれども、今のところ対策はある程度とってもらっている。

また、農民も努力をしていただいていると考えておりまして、今後減る理由がいろいろ見出されれば、それをなくすためしっかり努めていきたいと思っていますので、御理解ください。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

別海町の生産については決して減ってない、むしろ増えていますよというお答えでした。

それが事実ですね。

別海町の酪農の方々、本当に一生懸命やって、努力をされて、生産量をふやしているということですが、私が聞いているのは、日本農業全体に対する影響の問題で政府はこう言っているけども、つまり「生産量は減らない」と言っているけども、もし、政府と同じように町長が考えているとしたら「その根拠はどういうことですか」とお聞きしているので、その点について、まず、政府と同じように生産量が減らないというふうに考えておられるのかどうか、まず、その点を確認したいと思うのですよね。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 先ほどの答弁で申し上げましたけれども、今現在の数字から生産量がふえるか減るかということは、それは、数字で明らかにということになればわかると思いますけれども、それがT P Pのせいになったのか、それとも、国内の農業者の事情によって減ったのかふえたのか、その理由をはっきりつけることは私はできないので、だから、政府の考え方を正しいというふうに私は思っておりません。

いろいろな要素があって減ることも十分あり得ると。

それは、T P P対策だけでなく、やっぱり後継者の問題もあるし、それから生産者の考え方で、生産量よりも質を求める、そういう農業者も出てくることもあり得ると思いますし、そういった部分で総生産量は減るというようなこともあり得ることはあると思っています。

今、伸びるか減るかということを断言しても、それはいろいろな要素があるので、余り意味のないことだと思っていますので、ただし、そういう起こり得るいろいろな要素のことに対してしっかり情報をつかんで対応していくことが大切だというふうに思っていますので御理解ください。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

政府が対策をとるというふうに言っている前提が、生産量は減らないということを前提にしているわけだから、その前提がどうなのだということでお聞きしたわけで、かなり怪しいものだということがわかりました。

2点目の質問に入ります。

政府は、「国内対策をとるから生産量は減らない」と言っていますが、国内対策は決まっています。

「国内対策の内容が決まっていなくてもかかわらず『生産量は減らない』と言い切るのは楽観的である以上に無責任だ」と11月24日付で北海道新聞が社説で指摘しています。

私も同感であります。

こうした無責任な態度を示す政府に対し、JA全中・中家徹会長や全国農業会議所の柚木茂夫専務が述べている国内対策に関する提起は重要だと思います。

中家会長は、農家や農業生産の減少に歯どめがかからない中、生産基盤の強化が必要と強調し、「中小規模の農家を支える施策や、国産の消費拡大に向けた食農教育などを一体で進めること」を提起しております。

また、柚木専務は、農地の維持、後継者対策、農家所得確保の強化を訴えています。

これは、自民党の農業基本政策検討委員会での発言です。

次期「食料・農業・農村基本計画」に対するJAグループの提案が決まり、公表されました。

「生産基盤を構成する農地面積や農業就業者数の目標数値を設定する」「中小規模の家族経営への支援を重視する」などの提起は特に重要だと、私は考えています。

JAグループや農業会議所などの指摘や提案の背景には、政府の進めてきた農政は、「産業政策」と「地域政策」を両軸として進めるはずだったのに、「産業政策」に偏り、「地域政策」がおろそかにされてきた。

機械化・規模拡大・生産増を迫る農政から、多様な農家が地域を支える農政、地域が成り立つ農政に切りかえなければ、地域も産業も壊れるという強い危機感が背景にあるものと思います。

そうした提起を踏まえ、別海町のとるべき具体的施策について改めて提案します。

町長のお考えをお聞かせください。

1点目です。

中小規模の家族経営への支援を重視する。

特に、30ないし40頭搾乳の小規模農家のマインドを温める施策を講じる。

2点目。

小規模経営から始められる新規就農を可能にする。

3点目。

後継者対策として、親元、あるいは親族元の経営継承に対する町独自の支援制度を立ち上げる。

4点目。

「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に農業就業者数・農家戸数の目標値を設定する。

5点目。

食農教育を重視し、別海町らしい食農教育の確立と充実に努める。

別海高校酪農経営科を食農教育の拠点の一つと位置づけ、その充実を図る。

最後、6点目。

住宅リフォーム制度を拡充し、小修理を含め牛舎等農業施設のリフォームに対する支援策を講じる。

以上です。

町長の見解を問います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

それでは、1 番目から 5 番目の御質問に関しまして、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1 点目。

本町における 30 頭から 50 頭未満規模の農家数は、生乳生産農家の 11%となっています。

これら小規模農家を含め、本町にはさまざまな経営体が多様な農業経営を展開していますので、小規模農家に特化した支援策を町が独自に実施するのは難しいと考えています。

しかし、規模を限定することなく、家族経営を後押しする施策は必要であると認識しておりますので、国内対策の動向も踏まえ、生産性の向上とゆとりある農業経営が実現できる取り組みを引き続き推進していきたいと考えているところでございます。

次に、2 点目の御質問でございます。

就農に当たっては、取得する施設及び農地の状況、初期投資に係る償還金の内容によって、通常は農協と協議の上、規模を決定すると認識しているところでございます。

小規模経営から始められる新規就農につきましては、それらの償還金等の状況に問題がなければ、この規模でも可能であると考えており、本町が独自で実施している新規就農者等対策事業は、経営規模に限らず、小規模経営であっても同様の支援策を講じているところでございます。

次に、3 番目の御質問でございます。

親元、あるいは親族元の経営継承と新規就農者等は、経営開始時のリスクが違うため切り離して考える必要があると考えています。

国・町・農協が実施する新規就農者対策では、新規就農者と同等の経営リスクを負うことが交付要件となっており、ここでの経営リスクとは、土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始することが条件となっていることから、親元、親族間における経営継承に対する町独自の新たな支援策は、現時点では考えていないところでございます。

なお、現在実施しております経営継承等に対する町独自の支援策といたしましては、後継者及び中核農業者に対して、既往負債を一括借りかえする際の利子補給事業を実施しているところでございます。

次に、4 点目でございます。

農業就業者数及び農家戸数の目標値につきましては、昨年 12 月の一般質問の答弁でも述べているところでございますが、離農は、農業を取り巻く情勢によって大きく変化することもあり、後継者不在による離農を抑制する抜本的な解決策が少ないことから、目標値として設定することは難しいというふうに考えています。

ただし、減少する農家戸数を少しでも補うための施策は重要と考えているところでございまして、今後も、新規就農者対策など、継続して取り組む必要があると考えています。

最後、5 点目でございます。

食農教育につきましては、昨年 3 月に、食育に関する施策を総合的、かつ計画的に進めることを目的とした、「別海町食育・地産地消推進計画」を策定したところでございます。

この計画の中では、3 つの基本目標を柱に、関係する部署と住民、組織、関係機関、団

体等が横断的な連携を図りながら計画の推進に努めることとしており、この関係機関には学校も含まれているところでございます。

食農教育とは、食育に加えて、食を支えている農業に関する知識や体験などを含む教育のことを指しますが、本町におきましても、「別海町女性農業士会」が、毎年、野付小学校の2年生を対象に酪農家の食育出前授業を実施しているほか、町内の若手農業者で構成されている「別海町4Hクラブ」も、別海中央小学校の4年生を対象に、農業に関する講話や牛の模型を利用した搾乳体験などを行う「カウカウスクール」を実施しており、これら食農教育を実施する各団体の取り組みに対しまして町としても支援をしているところでございます。

別海高校も食農教育の拠点として位置づけられておりますが、道立高校であることから、拡充につきましては道の考え方を確認する必要があると考えております。

私からの答弁は以上です。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 6番目の「住宅リフォーム制度を拡充し、小修理等を含めた牛舎等の農業施設のリフォームに対する支援策を講じるとしたか」というお話でしたけど、このことにつきましては、本町の住宅に対する支援制度としましては、町内建築事業者による省エネ住宅の新築、増改築工事を対象としました地域貢献中小企業支援事業、これがありますけれども、これは、住宅に対する支援でございまして、牛舎等農業用施設は補助対象とはしておりません。

また、今後、この制度の枠を広げて、施設整備に対する制度の充実について検討していく場合には、農業施設に限定せずに、漁業、2次・3次産業の施設を含めた町内全体の施設に対する包括的な検討をしていかなければならないと思っております。

今は、この事業の一つの採択要件として、省エネということを理由として制度としてやっていますので、施設がそれに該当するかどうかということもちょっと難しい部分もあるので、制度そのものから考えていかなければならない必要があると思います。

そういうことで、今現在、農業施設に限って、この制度を適用しようという考え方は持っておりませんので御理解ください。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

今回、6点、改めて新しい施策も含めてですね、今まで言ってきたことも含めて6点改めて提案し、町側の御意見をお聞きしたところです。

時間の関係で、ここを出発点にして、さらに政策的な内容の詰めをこれからさせていただければなというふうに思っています。

特に、1番目に掲げた小さい規模の、私は、40頭以下というふうに、30頭ないし40頭というふうに言いましたが、町の捉え方としては50頭以下という、30頭ないし50頭ということで小規模というふうに位置づけているわけですが、前回も申し上げましたが、この方々の離農の率が一番高いのです。

町の資料を見てみると。

詳しいことは言いませんけれども、そういう状況の中で、離農を食いとめるということの力点としては、やはり一つはここだろう、というふうに前にも提起をさせていただきました。

そういう意味で、小さい農家も、もちろん大きい農家もそうですけれども、地域にとってはなくてはならないんだということを、やはり町が率先して広めていくということが必要ではなかろうかというふうに思っていますので、今後また論議をしていきたいと思えます。

リフォーム制度の問題について一言だけ申し上げますけれども、やはり離農を考えると、支援策がないために、大体牛舎等がそのまま、だんだん老朽化していくことになってしまう。

そこに新規就農なりで入りたいと思ったときに、もう既に牛舎が使えないという状況があって、そこに入れなかったという例ありますよね。

だから、そういうことをできるだけ防ぐためにも、何らかの制度を考えていかなければいけないのではないかとこのように思っていますので、ひとつそこら辺の検討も含めて今後論議をしていきたいと思えます。

○議長（西原 浩君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 4分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

それでは、2点目の質問に入ります。

教員の変形労働時間制についてであります。

公立学校教員の働き方に「1年単位の変形労働時間制」の導入を盛り込んだ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）改定案が、国会で審議されています。

これも12月4日に参議院を通過しました。

しかし、多くの専門家、学校現場の先生方、さらに各地の教育長を初め教育行政機関からも批判の声、疑問の声が上がっています。

教育環境の国際比較、「OECD国際教員指導環境調査」、「TALIS」というふうに言われていますが、この「2018年報告書」が公表されました。

これによると、日本の教員の仕事時間は、小・中ともに調査参加国中最も長く、1週間の仕事時間は、小学校教員で54.4時間、中学校教員で56.0時間という結果が出ています。

週5日勤務として、1日当たり約11時間の労働時間となり、国際調査参加国の平均週勤務時間38.3時間の1.4倍強です。

公立学校教員の過密労働、長時間労働が深刻さを増し、過労死や過労から来る精神的、肉体的疾患の増加が社会問題化する中で、その解消を口実に出てきたのがこの「変形労働時間制」の導入ですが、長時間労働の解消どころか、より過酷な勤務状況を生んでしまうのではないかとこの疑念が大きくなっているところです。

学校の先生方が、本来の仕事である、主に授業を通して子供たちと向き合い、子供たちと語り合うことに力を注げる環境をつくらなければならないとの思いから、教育長に5点質問します。

1点目です。

公立学校の先生方に適用できるようにしようとしているのが、「1年単位の変形労働時間制」です。

これによって、いわゆる「繁忙期」の1日当たりの労働時間をこれまでの8時間30分（所定労働時間7時間45分プラス休憩時間45分）から1ないし2時間程度延ばせるようにし、その分、長期休業中に休みをとるようにするというものです。

この制度で先生方の平日勤務がどう変わるか、具体的に考えてみると次のようになります。

これまで8時15分出勤で午後4時45分に退勤できる体制が、午後6時ないし7時まで退勤できない体制に変わります。

例えば、子育て中の先生方はどうなるのでしょうか。

子供を預けるところがなくなり、先生を続けられなくなるという事態さえ生まれてしまいます。

しかも、この時間体制は建前上であって、実際は違います。

つまり、今でさえ、先生方は、1日平均11時間働いているのです。

午前8時前に出勤し、午後7時、8時、あるいはそれ以上学校で働いているのが実態です。

こうした実態の上に「変形労働時間制」を導入してしまえば、先生方の過密労働、長時間労働が助長され、事態をより深刻なものにすると考えざるを得ません。

教育長の見解を問います。

○教育長（伊藤多加志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

それでは、私のほうでお答えします。

1年単位の変形労働時間制については、各地で問題点の議論はありますが、休日の増加による教職員のゆとりの創造と年間の総勤務時間の縮減につながることから、平成30年度から実施しています学校における働き方改革を推進するための方策の一つとして有効であると考えています。

なお、実際に1年単位の変形労働時間制を適用する際は、画一的な導入ではなく育児や介護等の個々の状況に配慮することや、平日の勤務時間縮減のため学校における働き方改革に係るほかの方策とあわせて実施することなどについて、学校と十分に協議を行いながら、教職員の懸念を払拭し、進めていくことが必要であると考えています。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 現場をよく知っている教育長の言葉とは到底思えない発言であったなという印象です。

今でも子供さんを持った子育て中の先生や、あるいは介護を担っている先生もおられるわけです。

そういう先生方に配慮するというのは当然行われるはずのものになっていくのですが、実態はそうじゃないということですよ。

これ上西春別小学校の「絆」という、学校で出している機関紙というか、これは9月30日付のお便りなのですが、ここに先生方がどういう働き方をしているかということの

P T A総会での資料として、こういう資料が教育局から出されましたということで出ているのですが、架空の話だけど、ということなのです。

教育局で出した資料は、架空の話だけど、つまりいろいろな実例をごちゃっと混ぜて、一つの架空の話をつくっているのですが、実にリアルなのですね。

この若いと思われる先生が、朝7時20分に出勤して、夜8時まで学校にいるという1日の流れがずっと書かれているのですよ。

現状でこうなのですよ。

この話を現場の先生にしたら、これはまだよいほうだと。

子育てしていないし、介護もしていないと。

そういう先生だから何とかできるので、もし、これに子育てだとか、それから介護だとかを担わなければならないという先生は、先生をやってられないという現状だと。

こういう問題を根本から変えようとしなくて、1年間、平日に12時間、さらに勤務ができるという体制にしまったら、現場は、もっと困る。

先生方は、「本当にやっていられなくなってしまう」という声を多く発しています。

そういう現状をおわかりですか。

○教育長（伊藤多加志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

それでは、私のほうでお答えいたします。

まず、前提として、先ほど議員が質問の中でおっしゃいました、「学校の先生が、本来の仕事である主に授業を通して子供たちと向き合い、子供たちと語り合うことに力を注ぎ得る環境をつくらなければならない」という思い、この議員の思い、私も同感です。

私も、この思いを共有して、これからお話をいたします。

私も、38年間、教員として勤務してまいりました。

今、議員のお話の中にありましたとおり、1日11時間勤務、これは当たり前です。

まだ、よいほうだったと思います。

終わらない仕事は、家に持ち帰りました。

年休も年間5日とればよいほうでした。

ほとんどの先生が、同じような生活だったと思います。

今も変わらないところがたくさんあると認識しております。

ですから、今、この問題が、国会や、国会では今審議が終わりました、道議会、そして町議会で論議されていること自体、私は、先生方の勤務時間など、先生方の働き方を取り上げていただけた、こういうことが論議されていること自体、今までよりも1歩、2歩前進しているという認識でいます。

先生方の勤務は、そして忙しさは、それぞれの先生で違います。

例えば、学校種。

小学校の先生、中学校の先生、高校の先生では全く違います。

小学校の先生が、朝、教室へ行ったら、子供たちが帰るまでほとんど職員室には戻ってすることはできません。

その後、先生方はいろいろな仕事があります。

しかし、高校の先生、空き時間があります。

教科の先生です。

これでもまた違います。

それから職種でも違います。

小学校で言えば、校長、教頭、そして、今、議員がおっしゃっていましたが担任を持っている先生、そして、学校の中には、担任を持っていない先生もいます。

それぞれが、忙しさは違います。

そして、時期によっても違います。

学校行事で、全員の先生方が残って作業することもあります。

通知表の時期になると、担任の先生方は、とても忙しくなります。

しかし、早く帰ることもできる先生もいることが実態です。

このように、先生方の忙しさは、全員が忙しいとき、そして、個々の先生方が忙しいときと、それぞれ違っているのが実態だと、私は思っております。

ですから、今回の制度が、全ての先生方の勤務時間が軽減されるとは、私は思っておりません。

今までいろいろ出された方策、そういうもので、それぞれの先生方の勤務時間が軽減されていくのだと思っています。

先ほど私が答弁したのは、そのうちの一つとして、これも有効ではないかとお話をしたことになります。

逆に、ふだん年休が全く少ない臨時の先生がいます。

臨時の先生方は、年休日数がほとんどありません。

1年間で数日です。

その先生方は、夏休みに年休はとれません。

ところが、この制度がもし運用されるようになりますと、臨時の先生方は、夏休み中に、これによって休むことができるということも考えられます。

まだまだ、この制度はどのような形か、私自身も詳しくは理解しておりませんが、いろいろ問題点もあると思いますが、まだまだ、この制度を活用して先生方の勤務時間の縮減に向けて取り組んでいくこともできると思っております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 制度だからね、全部が悪くて、全部がよいというふうにはならないというのは、そうですよ。

そうですが、さっき言ったような学校の実態を踏まえると、この制度が通ったら大変なことになるというふうなことを。

○議長（西原 浩君） 中村議員、まだ続きの質問がいっぱいあるので、先に移ってください。

○13番（中村忠士君） 議長のせつかくのお言葉ですから次に移りたいと思いますが、学校の実態、ぜひリアルにつかんでいただきたい、その上で判断していただきたい。

2点目の質問に入ります。

平日は10時間まで働かせることができるようにし、その分、いわゆる「閑散期」である長期休業中に休みをとれるようにするというのが「変形労働時間制」です。

しかし、夏休みなどの長期休業中が「閑散期」なのでしょうか。

今の学校は、子供の夏休み、冬休みでも学校業務があり、先生方はなかなか休みがとれ

ないという実態があります。

石川県の調査では、２０１８年８月の先生方の時間外勤務が、中学校で平均２４．１時間、全日制高校では２８．２時間となっています。

こうした状況は、石川県に限らず北海道でも別海町でも起こっていることです。

夏休みなどの長期休業中が「閑散期」とは言えないと思いますが、教育長の見解を聞きます。

○教育長（伊藤多加志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

教職員は、長期休業期間中においても、教材研究、研修、部活動など、さまざまな業務があります。

長期休業期間中は、平日と比べて、定時で帰宅できる教職員や年次有給休暇を取得できる教職員が多いことも実態としてあります。

また、平成３０年度から実施しています学校閉庁日の取り組みでは、町内全小・中学校において一定以上の日数で閉庁日を設定できていることから、長期休業期間中は、各種業務はありながらも教職員が休日を取りやすい期間であるとも考えられます。

なお、１年単位の変形労働時間制を適用することとなった場合は、長期休業期間中の教職員の多忙化は避けなければならないことから、現在行っています、学校における働き方改革に係る取り組みにより、業務時間をしっかり縮減することが必要になると考えています。

以上です。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） 石川県の例を出しましたが、名古屋市の私立中学校の新任教員の実例も出ています。

８月には、平均して１６時間も残業しているのですよ。

これは、２０１６年度の調査ですけども。

だから、実態としては、夏・冬休みじゃない学期間は、先生方は超多忙なのです。

長期休業中、夏休みとか冬休みは多忙なのです。

それだけです。

閑散期ではありません。

だから、閑散期ではないということであれば、１年単位の変形労働時間制はとれません。

制度的に。

法律違反になります。

そういうことを踏まえていただきたい。

３点目ですが、「独立行政法人労働政策研究・研修機構」が、勤務時間制度と労働時間についての調査を行っています。

それによると、通常の勤務時間制度をとっているところの月間総労働時間が１８０．９時間に対し、変形労働時間制をとっているところは１９５．９時間、月間残業時間については通常制度のところは２３．２時間に対し、変形制では２７．０時間となっており、変形労働時間制は、通常に比べて労働時間が長くなる傾向にあります。

教育委員会は、こうした変形労働時間制に関する調査や研究は行っていますか。

行っているとしたら、調査・研究の結果をお知らせください。

行っていないとしたら、その理由と今後、調査、研究をする考えはあるかお聞きします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

この御質問については、私のほうからお答えさせていただきます。

別海町教育委員会では、1年単位の変形労働時間制に関する調査や研究は行っていますが、来年度から、町内全小・中学校の教職員について、勤務時間の計測を実施することとしています。

この勤務時間の計測は、教職員の勤務実態を的確に把握し、学校における働き方改革に係る取り組みの効果について調査することを目的としています。

1年単位の変形労働時間制の内容は、現在、詳細について未定であることから、本年度中に制度に関する調査を実施する予定はありませんが、来年度から実施する勤務時間の計測により、1年単位の変形労働時間制の導入に向けた検討や導入後の効果の調査を行うことができるというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

大変重要な問題ですから、変形労働時間制をとることによってどういうことが起こるかということは、ちゃんと調べてください。

労働政策研究・研修機構、非常に立派な機構で、非常に大事な研究の結果を出していますから、ぜひそれを調査してください。

4番目の質問に入ります。

今回の変形労働時間制導入は、都道府県の条例によることとしています。

法案が通ったとしても、都道府県の条例がなければ導入されません。

道が変形労働時間制をとらないように、町教育委員会として主張すべきです。

変形労働時間制を導入しなくても、現行の制度、例えば「勤務時間の割り振り変更」の制度を改善、拡充することによって、超多忙期における時間外労働の振りかえ措置を講じることができるようになり、一定の長時間労働の解消につながります。

現行制度の改善や拡充、運用上の工夫によって、長時間労働の解消は一定程度進み、多くの矛盾を抱える変形労働時間制を導入する理由はなくなると思いますが、教育長の見解を問います。

○教育長（伊藤多加志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

お答えいたします。

教職員の勤務状況は、学校・地域・家庭の状況によってさまざまであるため、勤務時間縮減のための取り組みは、画一的なものではなく、多数の状況に対応できるものとなる必要があります。

現行の各種制度の改善等につきましては、検討を進める必要はありますが、1年単位の変形労働時間制が導入されることにより、教職員の状況に合わせた取り組みを実施できる機会がふえ、制度を活用できる教職員が増加することも期待できます。

現行の各種制度の改善等と新たな制度の導入は、それぞれ検討を進めることが、勤務時間の縮減に向けて効果的であると考えます。

なお、1年単位の変形労働時間制の導入につきましては、今後、北海道教育委員会において国の状況を確認しながら検討が進められると思われます。

別海町教育委員会としても、この制度が現場にとって有効な制度になるよう、北海道教育委員会の検討状況をしっかりと確認しながら、各学校と協議を進めていきたいと考えています。

また、必要に応じて北海道教育委員会と協議を行うことも想定しております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

この変形労働時間制は、かなり捉え方が違うので、私と教育長がね。

これは、ちょっと時間をかけて論議しなければいけないかなというふうに思います。

ただ、いろいろな余地があるような言い方をされていたので、今後協議を進めていきたいと思います。

5点目です。

先生方の過重労働・長時間労働を本当の意味で解消するには、学級定数・教職員定数を改善し、先生方の数をふやすことが第一です。

現場を知る町教委であれば、この点について迫力を込めて主張し、国や道教委に実行を強く迫っていくべきではないかと思いますが、そうなっているでしょうか。

この点での町教委の取り組み実績及び教育長の見解を問います。

○教育長（伊藤多加志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

それでは、お答えします。

教職員定数の増については、北海道内の教育委員会が構成団体となっております北海道町村教育委員会連合会が北海道教育委員会に要望活動を行っているほか、別海町教育委員会では、北海道教育委員会の働き方改革に関する調査等において意見を提出しております。

今後も、教職員定数の増に向けて、さまざまな機会を活用し、北海道教育委員会や国に要望することといたします。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

ぜひ進めていただきたいと思いますのですが、とりわけ、別海町は、秋田に研修に行っていますよ。

秋田はね、いろいろな取り組みをしているけど、学力が高い県というふうに言われてい

ます。

いち早く少人数学級を導入したのも秋田です。

それから、へき地、小規模の学校の複式をなくすということで、今取り組んでいるのが秋田です。

そういう秋田の先進的な部分を学んでいるわけですから、ぜひ、その学んだことと言いますか、先進地の状況を道教委に訴えていただいて、実現する方向で努力していただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

風蓮湖調査についてです。

根室振興局産業振興部長が座長を務め、釧路水産試験場・別海町・根室市・別海漁協・根室湾中部漁協などが構成員となっている「風蓮湖漁場環境改善検討会議」が、平成16年に設立されています。

「風蓮湖の漁業生産の安定向上に向け関係者による検討を行うため設置。既存の知見や調査結果を整理するほか、必要な調査項目等を検討し、現状把握の調査結果等をもって、関係先に漁場改善に向けた提言を行う。」というのが設立目的です。

関係機関の調査結果により「シジミ資源の減少要因」「資源回復に必要な方法と対応」「風蓮湖の環境（水質、底質等）」などが明らかになったとされていますが、別海町の漁業振興・環境改善にとってきわめて重要な問題だと考えます。

調査結果により明らかとなった内容について開示はできないのでしょうか。

全面開示・一部開示・全面不開示が考えられますが、どれになるでしょうか。

また、その理由をお知らせください。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

「風蓮湖漁場環境改善検討会議」は、平成16年当時、急激に減少している風蓮湖のシジミ資源について、減少した原因究明と因果関係を分析し、最終的には分析結果をもって提言を行うことを目的に設立されたものです。

現在の構成員としては、根室振興局、道の水産関係機関、別海町、根室市、別海漁協、根室湾中部漁協であり、北海道大学も共同調査という形で構成員となっています。

検討会議の中では、毎年調査した内容を情報共有しており、15年間実施してきた調査内容について、共同調査を行った北海道大学が継続して分析を実施しています。

そのため、調査内容の公表について、検討会議事務局である根室振興局産業振興部水産課に確認したところ、共同調査を実施している北海道大学教授の見解として、「過去からのデータを総合的に判断する必要があり、その結果を研究発表する予定であるため、資料等を公表されると支障を来す」との御意見がございまして、事務局としては公表できないとの回答を得たところでございます。

従いまして、町としましても、現時点では、調査結果等については公表できないものと考えているところでございます。

なお、研究成果が発表された際には、公表が可能になると考えているところでございます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 3点ほど確認させてください。

1点目はですね、私が入手した資料では明らかになったとされているけれども、町としても、先ほどのシジミ資源の減少要因が明らかになったという認識を持っているか。

それから、検討会議は、平成30年度までは14回持たれていると思うのだけど、町にその議事録が保管されていると思います。

それを確認したいと思います。

保管されているかどうか。

それから、3点目ですが、「有限会社シーベック」が平成29年12月にまとめた「風蓮湖ヤマトシジミ漁場に関する底質調査報告書」がありますけれども、それを町は所有していると思うのだけれども、その点を確認したいと思います。

所有しているかどうか。

○議長（西原 浩君） 暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

3点の質問だったと思いますが、1点目、シジミ資源の減少のことですが、これについては、調査結果が明らかになっておりますが、この場で申し上げられないということでございます。

この場というか、公表できないということでございます。

それから、議事録につきましては、過去5年分につきましては、所管のほうで持っているということでございますけど、これにつきましても公表できないということでございます。

それから、シーベックからの報告書でございます。

これについても、町としては持っているということですが、これにつきましても同様に公表できないということでございます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

よい悪いは別として、「公表できない」というお答えでしたが、私、そのことを聞いているのではなくて、シジミ資源の減少要因とかね、資源管理に必要な方法と対応とか、シジミ漁場に必要とされる条件などが明らかとなったというふうに言っているのだけど、明らかになったと町も認識しているのかと聞いているのです。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

現象として減っているのは明らかになっておりますが、その原因につきましては現在分析中ということで、それに関してはお答えできないということでございます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

明らかになったかどうかは、わからないということですか。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

原因については調査中ですので、まだわからないということでございます。

減少したという事実は、当然、平成12年度からシジミ漁を禁漁としておりますので、減少した事実は確認できていますけど、その原因については現在究明中ということでございます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

私、入手した資料というのは、振興局からいただいた資料なのだけど、振興局の資料では「明らかになった」と書いてあるのです。

それに対して、町はその原因はわからないという、そういう食い違いが出たということがありますので、また今度、この問題について論議をしたいと思います。

○議長（西原 浩君） 以上で13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 2時57分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、9番今西和雄議員。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○9番（今西和雄君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 通告に従いまして、2点、一般質問したいと思います。

なお、この2件は、産業建設常任委員会で調査を経て、委員の総意のもとで質問することから、十分な理解の上、答弁をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、1点目。

ふるさと交流館のあり方について質問いたします。

ふるさと交流館は、平成3年、町民に憩いの場を提供し、福祉の向上と健康の増進を図

るとともに、他市町村との交流を深め、豊かな郷土づくりに寄与するために設置され、今日に至っていると理解しております。

さて、以来30年近くにわたり、町民はもとより、町外の皆様にも景色がよく泉質のよい温泉として有効活用されてきました。

しかし、近年は、施設・機器類の老朽化が進んできており、利用者に不便をかけてまいりました。

特に、この3年間では、浴場改修や源泉ポンプの入れかえなど、補修・改修費が増加傾向にあります。

町長は、就任時の所信表明において、ふるさと交流館について触れ、その後、平成29年8月23日の全員協議会で、「ふるさと交流館について指定管理方式で運営を継続し、施設が営業していくために必要最低限の保全や改修を実施する」と説明されました。

直後の平成29年9月定例会においては、西原議員の一般質問に対し、「ふるさと交流館の今後の利用状況などを綿密に検証し、議会や町民の皆様と情報を共有しながら、関係業者ともしっかりと話し合いをしながら進めていきたい」との答弁がありました。

しかし、先日、当議会が主催した地域めぐり懇談会においては、「もっと利用しやすく改修してほしい」、あるいは「もう閉めてはどうか」といった意見を含め、町民からさまざまな声が寄せられました。

町民にとっては、町長の答弁にあったような「綿密な検証結果」の情報を持ち合わせておらず、我々議員にも、これまでの改選前後の委員会調査で検証状況及び検証結果の説明がないことから、町民の声に対する回答を持つことができません。

指定管理の更新時期が迫り、町長の答弁された検証期間は実質1年ありませんが、町長の所見を伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今西議員の交流センターに関する御質問でございます。

皆様御存じのとおり、平成3年の開業から28年経過いたしました。

議員御指摘のとおり施設・設備の老朽化が進んでおります。

指定管理方式による運営を始めたのが平成26年度でございまして、私、就任時も当面指定管理をするということで、就任したときにすぐ営業をやめるということにはならないので、まずは、指定管理方式をそのまま踏襲してそのまま継続していくと。

そして、その間、経営していくために必要最小限の修繕が必要だということで、お風呂は修繕をいたしました。

そのほかの設備については、まだ我慢しております。

御存じのとおり、玄関に入りましたら、たたきのブロックも割れておりますし、大変傷みも目立っているところでございます。

それで、今回の指定管理期間も残すところ1年ということになりまして、もし、やめる場合には、半年前に通告しなければならないということですので、来年の9月くらいまでにははっきりさせなければならないと、私は今考えております。

そのため、町民の意見を聞く際にも、やはり、ただ、「あるほうがよいのか、なくてもよいのか」という質問をしましたら、それは、あるほうがよいという方がほとんどの方だと思います。

ただ、それでは、余りにも情報が少なすぎて、本当にそう思うのか、そこら辺をしっかりと踏まえないとならないと思ひまして、いろいろこの間、調査をしております。

まず、施設の入り込み状況で言いますと、平成6年度の入浴客は13万2,000人、宿泊客で8,500人、これがピークです。

これから年々減少しまして、浴室などの大規模改造をしました29年でございますけれども、このときは、それまでの減少傾向から若干回復したものの、平成30年度の実績で言いますと、ピーク時比較で、入浴客で約40%の5万4,000人、宿泊では約50%の4,000人という状況でございます。

また、今後の費用について申しますと、平成24年度に策定して、27年度に見直しをしたのですが、建築保全計画ですけれども、29年度に私が就任しましてから議会に示したとおり、計画は保持しつつも必要最小限の保全・改修を行ってきています。

計画では、終了予定でありました令和5年度までの試算として、予定されております内容だけでも、今後4年間で1億7,200万円程度の改修費用がかかると見積もっております。

これに加えて、源泉井戸の老朽化問題が起きてきまして、これの改修費用、さらには指定管理費用も年々上がってきてまして、これらを合わせますと、総額で4億7千万円程度の費用が、今のままで施設を改修して、運営を続けるとしたら、それぐらいかかってくるという試算が出てまいりました。

これらを踏まえて、やはりどうするのが町民の意向かというのをもう一度意見聴取しなければならないと思っております。

この金額というのは、うちの今の財政状況の中で考えますと、補助金が出るわけではありませぬので、非常に負担は大きいというふうに私は考えております。

そういったことも含めて、今後の交流館の存続・廃止について、今一度町民の皆さんから具体的な意見をいただき、来年9月までの今の指定管理期間中にははっきりした方向性を決めなければならないと考えております。

よろしく御理解をお願いします。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 再質問になりますけど、今、町長のほうから来年9月云々をめぐりに方向性という話がありまして、また、負担のかかる話は十分に伝わりましたし、私たちの調査でも十分その辺は見えてきております。

ただ、冒頭申し上げたように、この施設の意味合い。

この施設は、別海町にとってどういう施設なのかという観点の町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） この施設につきましては、当初、立地計画ができたときも、私も庁舎内の計画策定委員会の委員の1人でございまして、場所の選定にもかかわりました。

その設置の理念も、そのときに私を含めて庁舎内で検討されて、先ほど議員がおっしゃられたように、町民福祉のため、そして、交流人口のためという大きな目的、崇高な目的を持ってつくりました。

その目的は、今もしっかり引き継いでいかなければならぬ。

また、それにかわる建物もまだ今の段階ではできていないというのが現状だと思っております。

さらには、当時と比べますと、うちの町の宿泊客を収容できるホテル、旅館の部屋数も

減ってきているという状況も把握しております。

つくった当時は、大きな施設を町がつくることによって、既存の旅館業の皆さんが、お客さんがそちらに取られるということで、経営に影響が出るのではないかという意見もありまして、そういうことも踏まえて30人規模の部屋にしたという経緯もわかっております。

ただ、今は、そういう部分は変わってきて、町内の宿泊室数が減ってきていると。

それに対応する何らかの対策も必要だなと。

そういうことの必要性も含め、また、それをしていくためにはこういったお金がかかるのだと。

この理念にかわる施設をじゃあどうしていくかと。

そういうところまで含めて、町民の意見を聴取したいと思います。

悪い点だけじゃなくて、あるべき理由、必要性、それも含めて、全体をオープンにして町民の本当の気持ちをしっかりつかみたいと思っています。

御理解よろしくお願いします。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 今、町長の施設に対する考え方とか、今後の取り組みということをお聞かせいただきました。

今度は、このことを踏まえまして、産業建設常任委員会の中でしっかりと調査事項として捉えながら今後検討していきたい、委員会の中でも検討させていただきます。

続きまして、2番目の質問に移ります。

酪農研修牧場等のあり方について。

この件につきましても、先ほど申し上げたとおり、委員会の調査を経まして、委員の総意のもとで質問させていただきます。

平成8年、酪農の担い手確保と育成を目的に、新規就農希望者及び酪農体験希望者の研修の場として別海町酪農研修牧場が設置され、今では、つなぎ牛舎、フリーストール牛舎、合わせて180頭規模の搾乳牛を擁し、年間1,700トンの生乳を生産しております。

平成9年に研修生を受け入れて以来、独身者も含めて100組の研修生に上り、76組中56組が町内で新規就農し、今日では、町内酪農家の1割程度の戸数に至っております。

しかしながら、施設の老朽化が目立ち、機器類の更新・補修箇所がふえ、牧場の維持に係る費用がかさみ、あわせて酪農を取り巻く環境も大きく変化しています。

現在は、インターネット社会であり、研修応募者も研修牧場の情報を事前にかなりキャッチすることができ、研修希望も多様化していることから、牧場の研修内容や体制なども検証する時期に来ていると思います。

議会は、過去8年間の議会報告会、本年度の地域めぐり懇談会といった広聴事業を行っていますが、その中でも頻繁に研修牧場のあり方について町民から改善を求められております。

研修牧場等の今後のあり方について町長の所見を伺います。

1番、我が町の酪農を自分ごととして真剣に考えている町民は、研修牧場の改善を求めています。

町民の声なき声を行政として把握しようと努力をしているか、所見を伺います。

また、「新・農業人フェア」など、担い手確保のPR機会を通じ、研修牧場に今求められている機能改善は何であるか、所見を伺います。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

この質問に関しましては、私のほうからお答えさせていただきます。

平成8年に設置された研修牧場は、開設から76組が新規就農し、現在、4組が就農に向け研修に励んでいます。

研修牧場の研修内容等に対するさまざまな声があることも認識しており、行政としても、研修牧場の方向性とあわせ、研修内容の見直しなどを検討するため、町内農家及び各関係機関から意見を聞くなど、実態の把握に努めているところでございます。

研修牧場は、基本的に、3年という短い期間で就農という大きな目標に向かうため、研修生は、相当な覚悟と努力が必要になると考えています。

研修生の大半は、他地域から来る酪農未経験者ということもあり、この3年間で酪農のことだけに限らず、就農後の地域とのつながり、別海町での生活全般など、さまざまなことも学ばなければなりません。

現状の施設状況では、全ての研修生が望む研修内容にすることは難しいと考えていますが、できる限り研修生が前向きに研修に取り組むことができるよう、機能改善も必要だと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 今の回答は、所管事務調査中で部長のほうからしっかり聞いておりますので、町長は、この件についてどういうふうに考えているか。

この改善、機能云々も含めて。

そこをお聞きしたいと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 研修牧場の機能改善ということでございますけれども、多々、いろいろなことの御意見を持っている方々の意見はなるべく私の耳に入るように努めております。

施設に関しては、今、2カ所、フリーストールスタイルとスタンションスタイルとありますけれども、そのほかにも「例えば、放牧方式のようなことも取り入れていったらよいのではないか」とか、それから「研修を指導する指導官がどうなのか」というようなこと、それから「施設が老朽化して、なかなか現代の農家とマッチしていない」など、いろいろなことを聞いております。

これらを踏まえて、今は、道の普及員のOBの方に、研修牧場において指導していただいておりますけれども、それから、また、指導者に対しての意見等が新たに出てきたのかどうかは私のところまでまだ届いておりませんが、指導体制について、指導員の今の形がよいのかというようなことも今後検討していかなければならないと思っております。

ただ、抜本的には、2つのスタンション方式とフリーストール方式が必要なのかという

ようなことも、当然一番の根本ですから議論していかなければなりませんし、いろいろな部分、問題のあることは、しっかりどういうふうに改善していけばよいのかということ把握して対応していきたいと思っています。

いずれにしても、今の研修牧場が完璧だとは思っておりませんし、インターネット等でなかなか最初のころより大分評判が落ちてきたということも聞いておりますので、そこら辺も含めて、全体の改善について、担当部局、また、関係農協と議論を進め、委託管理をしている株式会社別海町酪農研修牧場の人員とともに、よりよい運営を目指していきたいと考えておりますので、御理解ください。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 今、町長のほうからも、「関係機関とも」「農協とも」という言葉が出ましたので、2番目の質問に移りたいと思います。

産業建設常任委員会が行った道東あさひ農協との意見交換においては、「営農部職員と町農政課との担当レベルで研修牧場のあり方を協議している」ということの話がありました。

同時に、総会以外でトップリーダー同士が見解をぶつけ合う機会が足りないと認識しております。

担当者レベルの協議も大変大事なことでありますが、株主のリーダー同士で腹を割って何度も何度も協議をする考えを持っているか、所見を伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） もともと研修牧場の建設に当たっては、町と農協、当時は、4.5農協の組合長方としっかり話をし、建設に至った経緯がございます。

今、大きな改修時期に当たっては、やはり、今の農業界のリーダーでございます道東あさひ農協、それから中春別農協、計根別農協、3人の組合長方と、私は、公式・非公式にかかわらずいろいろな会う機会に、また、個々にもそれぞれのみんなの前で言えないけれども、心の中で思っていることを聞き出すために個々の組合長方とも話をしております。

そのような中では、これ、今、私が受けている印象ですけれども、先ほど申し上げましたスタンションとフリーストールと2つのタイプで今やっていますけれども、本当に2つ必要なのかという部分で、「基本的にスタンションでよいのではないか」という意見が多いのと、私は感じております。

これは、しっかり意思を確認しているわけではないので、そこは、今後、各組合長方としっかり詰めていかなければならないと。

牧場経営の一番の根幹ですので、そこをまず詰めることと、それから人員体制、また、牧場をスタンションのみとした場合には、生産乳量もぐっと減りますので、そうすると乳業興社に供給する生乳の量も減ってくる。

そういういろいろな部分の影響も含めて、組合長方と詰めていかなければならないと思っています。

もちろん、その個々の一つ一つの細かな状況、または、予想される結果については、しっかりそこは、担当者とトップと打ち合わせしなければならないですけれども、最終的なそういう情報を全部踏まえて、最後決断するのはトップリーダーの4人だと思っていますので、そういう責任を果たしていきたいと。

これも、なるべく早く進めなければならない課題だというふうに思っておりますので、

しっかりリーダー４人の意思疎通は図っていきたいと思っていますので御理解ください。

○９番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） ９番今西議員。

○９番（今西和雄君） 今回の質問の通告に入れていないのですが、くしくも、町長のほうから「酪農工場との兼ね合いも」と言ったのですが、この辺については次の機会にしっかりと議論させていただきますけど、当然、今言われたように、こういう形を考えている、こういうふうに改修しなければいけないという現実を踏まえた中で、いろいろな形で議論をしているという話がありましたけど、現実的に今施設が動いている中で、しっかりした予算づけをしていこうと思ったら、やっぱり早い時期にその方向性というものをしっかり見出さないと、せっかく予算をかける部分が無理になることもあり得ると思います。

そういう意味では、いま一度、その辺のところをもう少し突っ込んだ話し合いを密に持つという、そういう機会をぜひ多く持っていていただいて、一日も早く、今の課題も含めた方向性を、しっかりと考え方を伝えてほしいなと。

そのようなことも含めた中で、また、委員会中でもしっかりと事務調査も、現地調査も行っていきたいというふうに考えております。

その辺のところ、もう一度ちょっと町長のほうから。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 全体の方向づけについては、本当にここ一、二カ月のうちにある程度骨格は決めなければならないのかなと思っています。

その後、今おっしゃったように、例えば、資金繰りをどうするかというようなことについては、補助事業でどういうものがあるかということも検討していかなければならないと。

農水省から直接もらえるものもありますし、防衛の予算を使うということもあり得るでしょうし、そこはできるだけ町の負担を安く抑えて、補助対象になるようななどのような方法があるかと、それはもう日ごろから東京に通っている成果ですので、いろいろなところを探って、できるだけ安く仕上がるような方法を考えていかなければと思っています。

そういうことも含めて、ほかの組合長方としっかりと詰めていきたいと思っていますので、そういうところがある程度話が進みましたら、また、皆さん方に御説明申し上げますので、その都度、皆様方も町民の意見、それから議員同士の意見等も私のほうにぶつけていただければと思っています。

よろしくお願いします。

○９番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） ９番今西議員。

○９番（今西和雄君） はい。

いろいろなことの対応については、今言われたような形でしっかりと取り組むということがありましたけれども、その中に、冒頭申し上げたように、応募してくる人たちの気持ちや考え方とか、あるいは、既に新規就農されている人たちの現況とか、そういうこともしっかりと受けとめた中で、そういう方向性にもしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

３番目です。

少子高齢化、人口減少時代に行政が抱える新たな課題がふえている中、公助が必要な施

策もありますが、町民も事業者も、まず、自助・共助の考え方で、できることは自分で、あるいは自分たちで問題を解決しなければならない時代です。

そのような考えで、各農協が、生乳生産量確保・担い手確保の取り組みを独自に始めていますが、研修牧場も育成牧場も農協が主体的な力を発揮すべきであり、日本一の酪農の町として、研修牧場のあるゾーンを、育成牧場周辺も含めたゾーンをぜひ酪農一大PRゾーンとするような生産者組織の気概が必要だと思いますが、そういう点について、町長としてその気持ちをどのような形でお持ちかお聞きしたいと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 農協がみずから主体となって取り組んでいきたい、そういう意志を示していただければ、町としても農協の考え方を最優先していきたいと考えております。

あの地域は、町の牧場もあります。

面積的には、そういう一大ゾーンとなり得る可能性を持っている地域だと思っています。

また、このことについては、議員おっしゃったように、農民みずからが「取り組もうや」と言ってもらえる、そういう気概が必要だと思います。

農協がどのように判断をするかは、ひとえに組合員一人一人の考え方によると思います。

議員の御意見に賛意をされます酪農家の皆さんが数多く出ていただき、酪農家が主体の取り組みが達成できるようになれば、行政としてもしっかり、その思いを側面支援していきたいと思っています。

これこそまさに、町民と行政と一体となった協働の取り組みであると。

これからは、農業に限らず、2次産業も3次産業も、みんな行政主導で「あれやります」「これやります」と言うのではなくて、町民みずからの発意と決断力で「こういうことをやっていこうや」と、そういうまちづくりをしていくことが一番理想的だなと思っています。

行政は、しっかり町民の意向に沿った形で支援をしていきたい。

それが、協働のまちづくりだというふうに思っておりますので、皆様方にもよろしくお願い申し上げます。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 町長にうまくまとめられたような気がしたのですが、そういうことじゃないんだわ。

要するに、そういう気持ちをもっているからこそ、町長が、しっかり「こういうことで、あのエリアをこういう考え方を持っている」ということを伝えた中でのやりとりだと、私は思っています。

「待っていますから、どんどん手を上げてください」ではだめなんだ。

やっぱり、しっかりと町長という立場の中で、「あのエリアをこういう形で考えを持ちますよ」という考えをしっかりと伝えた中で、「ともにやっていきましょう」と言うのが、別海町長のあるべき考え方だと、自分は思っていますが、改めて答弁を。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 私が、自分の発想で町民の皆さんに申し上げるとしたら、中西別

地区とは限らないわけです。

別海町は、一大酪農生産地帯だということであれば、そのモデル的なケースをどこにすればよいのかと、まずそこから考えていかなければならないと思います。

私が、そういう一大ゾーンがうちの町にあって、酪農を象徴できるようなものをつくって、ほかの町から来た人たちが、「ああ、別海町って酪農が中心なんだね」「こんなふうな施設があるんだね」と思ってくれるようなものをつくっていくということは、私も心の中に思いはあります。

あと、例えば、具体的にどうやってこうや、ということについては、ぜひ町民発想もやっていただきたい。

いろいろな町のこれからの発展のための取り組みの策はあると思いますけれども、今まではどちらかというと、すぐ町長の発想で、行政主導で「こうやりたい」「ああやりたい」と、それに「賛成してくれ」というような形で動いてきましたけれども、私は一番よいのはやっぱり町民発想で、「町長こういうことやれや」「こんなことを私たちはやりたんだ」と、そういう思いを持ってもらえることが一番だと思っていますので。

基本は、今言ったような一大酪農PRゾーンがあったらよいのではないかという御意見は、私も賛成です。

どういう形でつくっていくかというのは具体的には持っておりませんが、今後、もし、その金銭的な経済的な部分も含めて可能であれば、やはり別海町に来れば、酪農の象徴というようなところを1カ所作ってみたいなど、そういう思いもあります。

ぜひ、今西議員方のハッパをかけていただく勢いもあっていただければと、そう思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 本当に語れば夢の話と思うかもしれませんが、やはり別海町の酪農は、本格的に専門的な酪農となってから50年、半世紀だと思います。

それがここまで発展してきて、その支えとなってきた一員が新規就農者ということです。

そういうことを考えたときに、やっぱり酪農研修牧場というところは、それだけの宝物をつくり出す研修施設だと、自分はいつも思っていますし、町長ももちろんそういうことを思いながらいると思いますので、どうかその辺のところ、皆様方からその発想の中で私は……と、それはそれでよいかもしれないけど、やはり町長がこれから町政を担うという気持ちを持っているのであれば、その辺のところを十分に出し切った中で、先ほど言った農協が主体、云々が主体の、そのかじ取り役というか、そのやっぱり先導的な役割は、やっぱり別海町長なんだわ。

町長なんですよ。

国道272号線からおりて国道243号線に乗ったときに、あそこが一大別海町酪農のPRゾーンだよ、ということを基本に持って、ぜひ別海町のこれからの酪農の発展に向けて、町長の立場でやってきていただきたいなと思います。

今日は、1点目もそうですけれど、2点目も、議論したことについては、この後、委員会の中でしっかりと議論をして、さらにまた調査を重ねながら、議会としての、委員会としての方向性や考え方を町長のほうに、町のほうに示していきたいと思っていますので。

そういうことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうも。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 答弁を求められていないので、発言しなくてよかったかもしれませんが、今、今西議員の気持ちがよくわかりました。

ただ、別海町の酪農ということとなると、今西議員は、たしかあの近辺の方ですから。

（「いやいや全体のことを思っているって」の声あり。）

中には、やはり戦後の開拓とすれば、日本国中に知れているのはパイロットファーム事業。

中春別の人たちにしてみれば、別海町の酪農の原点はパイロットファームだ、と思う方もおられるし。

（「もちろん、もちろん」の声あり。）

また、情熱を持って個人で記念誌をつくっている方もおります。

また、百年牧場として一番最初から、古くから入ってきた上風連地区の方々もおられます。

いろいろな方々の努力によって今の別海町があるので、今西議員のおっしゃる中西別ということも一つの……。

（「俺、そんなこと言ってない」の声あり。）

言ってないですか。

あその位置ということでしたけど、そこも大きな候補、そのほかにもいろいろな候補がある。

それらも含めて、町全体でやっぱり考えて進めていかなければならないという思いでありますので、決して後ろ向きだということではないので、御理解ください。

○9番（今西和雄君） はい。

（「もう質問終わっている」の声あり。）

○9番（今西和雄君） 失礼しました。

○議長（西原 浩君） 以上で9番今西和雄議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、あすは、引き続き、一般質問を午前10時から開きますので、御参集願います。皆さん、御苦労さまでした。

散会 午後 3時37分